那覇市公報

第１７５１号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇規　　則◇

○那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（健康増進課）
…… 1366

◇告　　示◇

○平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について（財政課）…… 1368

○令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）（国民健康保険課）
…… 1369

○令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
（国民健康保険課）…… 1370

○那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱（法制契約課）…… 1372

○那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱（法制契約課）…… 1381

○那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱の一部を改正する要綱
（法制契約課）…… 1384

○平成 30 年度決算に基づく資金不足比率の公表について（上下水道局企画経営課）
…… 1385

○平成 30 年度那覇市一般会計歳入歳出決算書及び監査委員意見概要（財政課）
…… 1386

○平成 30 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書（まちなみ整備課）
…… 1396

○平成 30 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書
（国民健康保険課・特定健診課）…… 1400

○平成30年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書（まちなみ整備課）
…… 1405

○平成30年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書（ちゃーがんじゅう課）
…… 1408

○平成30年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（国民健康保険課）
…… 1413

○平成30年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書（財政課）…… 1416

○平成30年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書
（子育て応援課）…… 1419

○平成30年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
（上下水道局企画経営課）…… 1422

○平成30年度那覇市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
（上下水道局企画経営課）…… 1430

○令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）（ちゃーがんじゅう課）
…… 1437

○令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）（ちゃーがんじゅう課）
…… 1438

◇公　　告◇

○令和２・３年度那覇市物品購入等入札参加資格審査申請（更新）について
（法制契約課）…… 1440

○令和２年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請
（追加申請）について（法制契約課）…… 1441

○個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）…… 1443

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）…… 1457

○令和２年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付について（法制契約課）…… 1457

○那覇広域都市計画道路の変更（都市計画課）…… 1458

○那覇広域都市計画用途地域の変更（都市計画課）…… 1459

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1460

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1460

○那覇市排水設備指定工事店の異動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1461

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・ 1462

規　　則

那覇市規則第17号
令和元年10月17日
公　　布　　済

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市保健所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(健康増進法に関する事務) 第26条　健康増進法(平成14年法律第103号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。	(健康増進法に関する事務) 第26条　［略］
(1)～(8)　［略］	(1)～(8)　［略］ (9)　法第25条の5第2項の規定による喫煙の中止及び喫煙禁止場所からの退出の命令に関すること。 (10)　法第25条の7の規定による受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言に関すること。 (11)　法第25条の8第1項の規定による勧告並びに当該勧告に係る同条第2項の規定による公表及び同条第3項の規定による措置の命令に関すること。 (12)　法第25条の9第1項の規定による報告の徴収、立入り、検査及び質問に関すること。
(9)　［略］	(13)　［略］ (14)　健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号)附則第2条第6項の規定による届出の受理に関すること。
(食品表示法に関する事務) 第27条　食品表示法(平成25年法律第70号。以下この条において「法」という。)に関する事務(食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)第7条第1項各号の規定により市長に委任された事務に限る。)のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。	(食品表示法に関する事務) 第27条　食品表示法(平成25年法律第70号。以下この条において「法」という。)に関する事務(食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)第7条第1項各号の規定により市長に委任された事務に限る。)のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1)～(7)　［略］	(1)～(7)　［略］

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

那覇市告示第 221 号
令和元年 10 月 7 日
掲　　示　　済

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

平成30年度決算に基づく健全化判断比率　（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	－	－	11.5	74.2

（注）実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「－」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

（参考）　（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

（注）早期健全化基準：４指標のうち１つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く３指標のうち１つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 224 号
令和元年 10 月 11 日
掲　　示　　済

令和元年（2019年）９月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和元年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,420,596千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
４繰越金		千円 1	千円 23,505	千円 23,506
	１繰越金	1	23,505	23,506
歳　入　合　計		3,397,091	23,505	3,420,596

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
２後期高齢者医療広域連合納付金		千円 3,351,841	千円 22,005	千円 3,373,846
	１後期高齢者医療広域連合納付金	3,351,841	22,005	3,373,846
３諸支出金		8,126	1,500	9,626
	２繰出金	1	1,500	1,501
歳　出　合　計		3,397,091	23,505	3,420,596

那覇市告示第 225 号
令和元年 10 月 11 日
掲　　示　　済

令和元年(2019 年) ９月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第１号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和元年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第１号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,297千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,045,957千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
７繰越金		1	292,419	292,420
	１繰越金	1	292,419	292,420
８諸収入		1,580,751	△290,122	1,290,629
	３雑入	1,553,757	△290,122	1,263,635
歳　入　合　計		39,043,660	2,297	39,045,957

歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
３国民健康保険事業費納付金		千円 10,986,330	千円 0	千円 10,986,330
	１医療給付費分	8,009,970	0	8,009,970
９諸支出金		千円 64,300	千円 2,297	千円 66,597
	２繰出金	2	2,297	2,299
歳　出　合　計		39,043,660	2,297	39,045,957

那覇市告示第 230 号
令和元年 10 月 16 日
掲　　示　　済

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者資格等に関する要綱(昭和61年2月3日那覇市告示第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者資格等に関する要綱	那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱
(入札参加者の資格)	(入札参加資格の要件)
第2条　清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者で、かつ、第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者でなければならない。	第2条　清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
(1)　営業実績が2年以上あること。	(1)　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
(2)　那覇市の市税を完納していること。	(2)　地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、その事実があった後2年を経過していること。
(3)　本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等	(3)　清掃業務にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に定める県知事の登録を受けていること。

の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日付総務部長決裁)による。	
(4)　労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。	(4)　警備業務にあっては、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に定める公安委員会の認定を受けていること。
(5)　賃金不払等社会的不正行為がないこと。	(5)　市長が別に定める日において、営業実績が2年以上あること。
(6)　業務執行において不誠実な行為がないこと。	(6)　本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ、県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)に定めるところによる。
(7)　経営及び信用の状況が良好であること。	(7)　従業員数(清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数)が5人以上であること。
(8)　清掃員又は警備員の制服制度があること。	(8)　本市の市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
(9)　従業員数(清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数)が5人以上であること。	(9)　労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
(10)　警備業務にあっては、公安委員会の認定を受けていること。	(10)　賃金不払等社会的不正行為がないこと。
(11)　清掃業務にあっては、県知事の登録を受けていること。	(11)　業務執行において不誠実な行為がないこと。
(12)　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。	(12)　経営及び信用の状況が良好であること。
(13)　地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後2年を経過していること。	(13)　清掃員又は警備員の制服制度があること。
(14)　那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号に規定する暴力団又は、同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は	(14)　那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこ

関係していないこと。	と。
(15)　その他市長が認める条件	(15)　その他市長が必要と認める要件を満たしていること。
2　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する者(以下「組合」という。)については、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第9号の条件に代えて、中小企業庁(経済産業局又は沖縄総合事務局)の官公需適格組合の証明を受けていることを条件とする。	2　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する者が中小企業庁の発行する官公需適格組合の証明を受けている場合は、前項第5号及び第7号の要件を満たしているものとみなす。
(登録の申請)	(申請書の提出等)
第4条　次条第1項に規定する登録を受けようとする者は、制限付一般競争入札参加資格者登録申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。	第4条　市長は、清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札に参加しようとする者に対して、競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出させなければならない。
2　申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては住民票謄本	(2)　法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書及び登記されていないことの証明書
(3)　印鑑証明書(法人は法務局、個人は市町村で発行する証明書)	(3)　法人にあっては法務局で発行する印鑑の証明書、個人にあっては市町村で発行する印鑑登録証明書
(4)　納税証明書(那覇市税の滞納がないことを証明するもの)	(4)　本市の納税証明書(滞納のない証明書)
(5)　消費税の納税証明書(滞納がないことを証明するもの)	(5)　消費税及び地方消費税の納税証明書(未納税額のない証明書)
(6)　［略］	(6)　［略］
(7)　雇用保険加入証明書	(7)　労働保険証明願
(8)　労働者災害保険加入証明書	
(9)　健康保険・厚生年金保険加入証明書	(8)　社会保険納入確認書
(10)～(12)　［略］	(9)～(11)　［略］
(13)　所在地見取図及び店舗の外装、内装の写真(本市にある営業所等)	(12)　所在地見取図及び社屋の外観、事務所内の写真(本市にある営業所等)
(14)　警備業務にあっては公安委員会認定証、清掃業務にあっては県知事事業	(13)　警備業務にあっては警備業法第4条に定める公安委員会の認定証、清掃

登録証明書	業務にあっては建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2に定める県知事の事業登録証明書
(15)～(16)　［略］	(14)～(15)　［略］
3　申請書の提出期間は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)の委員長が決定する。	3　申請書の提出期間は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)の委員長が決定する。
(登録等)	(登録等)
第5条　市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査又は実態調査をして、登録をすることが適当であると認めた者については、資格審査委員会の審査を経た後で、これを名簿に登録しなければならない。	第5条　市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査又は実態調査をして、登録をすることが適当であると認めた者については、資格審査委員会の審査を経た後で、これを制限付一般競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録しなければならない。
2～3　［略］	2～3　［略］
4　市長は、第1項の規定により名簿に登録したときは、速やかに申請者に対し、資格審査結果通知書(第2号様式)を送付するものとする。	4　市長は、第1項の規定により名簿に登録したときは、速やかに申請者に対し、資格審査結果通知書を送付するものとする。
5　［略］	5　［略］
6　名簿は、総務部法制契約課に保管し、その副本を清掃業務又は警備業務委託の契約事務を取り扱う課に備え付ける。	
	(地位の承継)
	第6条　市長は、登録を受けた者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者が入札参加資格承継願を提出したときは、当該有資格者であった者が有していた資格の範囲で、その地位を承継させることができる。
(登録の取消し)	(登録の取消し)
第6条　市長は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取消すことができる。	第7条　［略］
(1)～(2)　［略］	(1)～(2)　［略］
(3)　第2条第3号から第15号までに定め	(3)　第2条各号に定める条件を欠いたと

る条件を欠いたとき。 第7条　［略］ ［別表第1　別記］ ［第1号様式　別記］ ［第2号様式　別記］	き。 第8条　［略］ ［別表第1　別記］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
4　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
5　改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付　則

この要綱は、平成31年1月10日から施行し、平成30年10月24日から適用する。

［改正前　別記］
別表第1(第5条関係)

ランク	区分	名簿登録基準
A	1件あたりの契約予定価格による制限付一般競争入札参加資格の制限を受けない者	次の1及び2いずれの条件にも該当する者 1　［略］ 2　次の各号のいずれかの条件に該当する者 (1)　［略］ (2)　年間契約実績額が5,000万円以上であること。 ただし、長期継続契約の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。 (3)　［略］
B	1件当たりの契約予定価格が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 ただし、長期継続契約の案件においては、契約予定価格の年度相当額が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。	次の1及び2いずれの条件にも該当する者 1　［略］ 2　次の各号のいずれかの条件に該当する者 (1)　［略］ (2)　年間契約実績額が3,000万円以上であること。 ただし、長期継続契約の案件が実績

		に入っている場合は、年間相当分を実績とする。 (3)　［略］
C	1件当たりの契約予定価格が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 ただし、長期継続契約の案件においては、契約予定価格の年度相当額が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。	［略］

［改正後　別記］

別表第1(第5条関係)

ランク	区分	名簿登録基準
A	［略］	［略］ 1　［略］ 2　［略］ (1)　［略］ (2)　年間契約実績額が5,000万円以上であること。 ただし、債務負担行為又は長期継続契約の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。 (3)　［略］
B	1件当たりの契約予定価格が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 ただし、債務負担行為又は長期継続契約の案件においては、契約予定価格の年度相当額が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。	［略］ 1　［略］ 2　［略］ (1)　［略］ (2)　年間契約実績額が3,000万円以上であること。 ただし、債務負担行為又は長期継続契約の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。 (3)　［略］
C	1件当たりの契約予定価格が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 ただし、債務負担行為又は長期継続契約の案件においては、契約予定価格の年度相当額が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。	［略］

［改正前　別記］
第1号様式

1法人　2個人

制限付一般競争入札参加資格者登録申請書

平成　　年　　月　　日

那　覇　市　長　　宛

(郵便番号)〒
住　　所

(ふりがな)
商号又は名称

(ふりがな)
代表者　役職
　　氏名　　実印

ＴＥＬ(　　)ＦＡＸ(　　)
メールアドレス　：
書類作成者氏名(　　)担当者℡(　　)

平成(　　)年度において、那覇市役所庁舎等(清 掃 ・ 警 備)業務委託制限付一般競争入札に参加したいので、別紙書類を添付のうえ、制限付一般競争入札参加資格者の登録を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

また、入札参加資格認定後、登録された内容について情報を公開することに同意します。

［改正前　別記］
第2号様式

那総法　　号
平成　年　月　日

住所
商号
代表者

那覇市長

資 格 審 査 結 果 通 知 書

先にご提出のありました制限付一般競争入札参加資格者登録申請書については、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

1　審査結果

2　登録番号

3　ラ ン ク

4　有効期間　　平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

※　ランク基準につきましては、裏面をご覧ください。
※　この通知書受領後、申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

○那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱

昭和61年2月3日

告示第31号

別表第1(第5条関係)

ランク	区分	名簿登録基準
A	1件あたりの契約予定価格による制限付一般競争入札参加資格の制限を受けない者	次の1及び2いずれの条件にも該当する者 1　Bランク以上に引き続き1年以上登録された者で、清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数が30人以上で、かつ、業務執行が誠実になされたもの 2　次の各号のいずれかの条件に該当する者 (1)　資本金500万円以上であること。 (2)　年間契約実績額が5,000万円以上であること。 ただし、長期継続契約の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。 (3)　過去の業務実績から勘案して、Aランク業務を確実に行い得ると判断される者
B	1件当たりの契約予定価格が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 ただし、長期継続契約の案件においては、契約予定価格の年度相当額が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。	次の1及び2いずれの条件にも該当する者 1　Cランク以上に引き続き1年以上登録された者で、清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数が15人以上で、かつ、業務執行が誠実になされたもの 2　次の各号のいずれかの条件に該当する者 (1)　資本金500万円以上であること。 (2)　年間契約実績額が3,000万円以上であること。 ただし、長期継続契約の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。 (3)　過去の業務実績から勘案して、Bランク業務を確実に行い得ると判断される者
C	1件当たりの契約予定価格が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 ただし、長期継続契約の案件においては、契約予定価	清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数が5人以上であること。

	格の年度相当額が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。	

那覇市告示第 231 号
令和元年 10 月 16 日
掲　　示　　済

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和61年告示第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（入札参加資格の要件） 第2条　清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。	（入札参加資格の要件） 第2条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、その事実があった後2年を経過していること。	
(3)～(5)	(2)～(4)
(6)　本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ、県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）に定めるところによる。	(5)　沖縄県内に本店があること。
	(6)　本市内に本店、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかが

	あること。この場合において、営業所等の要件は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)に定めるところによる。
(7)～(13)　［略］	(7)～(13)　［略］
(14)　那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。	(14)　那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
(15)　［略］	(15)　［略］
(申請書の提出等)	(申請書の提出等)
第4条　市長は、清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札に参加しようとする者に対して、競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出させなければならない。	第4条　［略］
2　申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。	2　［略］
(1)～(7)　［略］	(1)～(7)　［略］
(8)　社会保険納入確認書	(8)　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
(9)～(15)　［略］	(9)～(15)　［略］
(登録等)	(資格の認定及び登録等)
第5条　市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査又は実態調査をして、登録をすることが適当であると認めた者については、資格審査委員会の審査を経た後で、これを制限付一般競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録しなければならない。	第5条　市長は、資格審査委員会の審査結果に基づき入札参加資格の有無を認定し、入札参加資格があると認定された者について、清掃業にあっては清掃業制限付一般競争入札参加資格者名簿、警備業にあっては警備業制限付一般競争入札参加資格者名簿(第4項において「名簿」という。)に登録するものとする。
2～3　［略］	2～3　［略］
4　市長は、第1項の規定により名簿に登録したときは、速やかに申請者に対し、資	4　市長は、第1項の規定により名簿に登録したときは、申請者に対し、資格審査結

格審査結果通知書を送付するものとする。	果通知書を送付するものとする。
5　登録の有効期間は、登録の日から次回の定期の資格審査が行われる年の2月末日までとする。ただし、同日までに定期の資格審査がなされないときは、その定期の資格審査による登録がなされる日の前日までとする。	5　登録の有効期間は、登録の日から次期の定期の資格審査が行われる年の2月末日までとする。ただし、有効期間の満了後も市長が次期の定期の審査に基づく登録を行う日の前日までは、その効力を有するものとする。
（地位の承継）	（地位の承継）
第6条　市長は、登録を受けた者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者が入札参加資格承継願を提出したときは、当該有資格者であった者が有していた資格の範囲で、その地位を承継させることができる。	第6条　市長は、有資格者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者から入札参加資格承継願を提出があった場合で、それを認めたときは、当該有資格者であった者が有していた入札参加資格の範囲で、その地位を承継させることができる。 2　前項の規定で地位の承継を認めたときは、認定通知書を申請者に通知するものとする。
（登録の取消し）	（登録の取消し）
第7条　市長は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。	第7条　［略］
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］ 2　前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該有資格者に書面で遅滞なくその旨を通知するものとする。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。

2　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

3　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

4　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

那覇市告示第 232 号
令和元年 10 月 16 日
掲　　示　　済

那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱の一部を改正する要綱

那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱(平成5年10月29日税務部長決裁)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条　この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の11第1項において準用する令第167条の4及び令第167条の11第2項の規定に基づく物品購入等指名競争入札(以下「入札」という。)に参加しようとする者の必要な資格並びに那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第18条の規定に基づく指名基準その他必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条　この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の11第1項において準用する令第167条の4及び令第167条の11第2項の規定に基づく物品購入等指名競争入札(以下「入札」という。)に参加しようとする者の必要な資格並びに那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号。以下「規則」という。)第18条の規定に基づく指名基準その他必要な事項を定めるものとする。
（資格要件） 第2条　［略］ (1)　［略］ (2)　令第167条の11第1項において準用する令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、その事実があった後2年を経過していること。 (3)～(6)［略］	（資格要件） 第2条　［略］ (1)　［略］ (2)　規則第19条において準用する規則第3条第1項の規定に該当すると認められた者にあっては、入札参加停止期間を経過していること。 (3)～(6)［略］
（入札参加資格審査申請書） 第3条　［略］ (1)　定款又は寄付行為 (2)～(11)［略］	（入札参加資格審査申請書） 第3条　［略］ (1)　定款 (2)～(11)［略］
（認定結果の通知）	（認定結果の通知）

第8条　市長は、第6条の規定により入札参加資格の有無を認定した後、有資格者には入札参加有資格認定通知書により、入札参加資格がないと認定された者には入札参加資格未認定通知書により、結果を申請者に通知するものとする。	第8条　市長は、第6条及び10条の規定により入札参加資格の有無を認定した後、有資格者には入札参加有資格認定通知書により、入札参加資格がないと認定された者には入札参加資格未認定通知書により、結果を申請者に通知するものとする。

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則
この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

那覇市告示第 235 号
令和元年 10 月 17 日
掲　　示　　済

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率　　（単位　：　%）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	―	20.0
那覇市下水道事業会計	―	

（備考）　各会計の資金不足比率の欄において、「―」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 244 号
令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019 年) 9 月那覇市議会定例会で認定された平成 30 年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成３０年度　那覇市一般会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　市税		48,581,999,000	49,722,520,977	48,816,342,592 53,606,817	47,403,748	912,381,454	△234,343,592
	1　市民税	21,359,786,000	21,892,508,485	21,429,880,297 47,260,164	31,228,294	478,660,058	△70,094,297
	2　固定資産税	22,181,194,000	22,643,994,158	22,241,450,856 5,915,873	10,668,454	397,790,721	△60,256,856
	3　軽自動車税	735,865,000	776,832,337	738,123,373 389,000	3,762,289	35,335,675	△2,258,373
	4　市たばこ税	3,279,796,000	3,359,782,297	3,359,782,297	0	0	△79,986,297
	5　入湯税	10,349,000	10,122,900	10,122,900	0	0	226,100
	6　事業所税	1,015,009,000	1,039,280,800	1,036,982,869 41,780	1,744,711	595,000	△21,973,869
2　地方譲与税		758,168,000	752,419,346	752,419,346	0	0	5,748,654
	1　自動車重量譲与税	326,692,000	338,568,000	338,568,000	0	0	△11,876,000
	2　地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	1,000
	3　特別とん譲与税	42,861,000	25,679,346	25,679,346	0	0	17,181,654
	4　航空機燃料譲与税	255,809,000	250,731,000	250,731,000	0	0	5,078,000
	5　地方揮発油譲与税	132,805,000	137,441,000	137,441,000	0	0	△4,636,000
3　利子割交付金		35,488,000	32,827,000	32,827,000	0	0	2,661,000
	1　利子割交付金	35,488,000	32,827,000	32,827,000	0	0	2,661,000
4　配当割交付金		80,839,000	54,437,000	54,437,000	0	0	26,402,000
	1　配当割交付金	80,839,000	54,437,000	54,437,000	0	0	26,402,000
5　株式等譲渡所得割交付金		90,831,000	47,023,000	47,023,000	0	0	43,808,000
	1　株式等譲渡所得割交付金	90,831,000	47,023,000	47,023,000	0	0	43,808,000
6　地方消費税交付金		6,080,389,000	6,098,101,000	6,098,101,000	0	0	△17,712,000
	1　地方消費税交付金	6,080,389,000	6,098,101,000	6,098,101,000	0	0	△17,712,000
7　自動車取得税交付金		141,987,000	138,391,000	138,391,000	0	0	3,596,000

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	1　自動車取得税交付金	141,987,000	138,391,000	138,391,000	0	0	3,596,000
8　国有提供施設等所在市町村助成交付金		289,868,000	289,868,000	289,868,000	0	0	0
	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金	289,868,000	289,868,000	289,868,000	0	0	0
9　地方特例交付金		95,119,000	95,119,000	95,119,000	0	0	0
	1　地方特例交付金	95,119,000	95,119,000	95,119,000	0	0	0
10　地方交付税		8,225,083,000	8,359,681,000	8,359,681,000	0	0	△134,598,000
	1　地方交付税	8,225,083,000	8,359,681,000	8,359,681,000	0	0	△134,598,000
11　交通安全対策特別交付金		50,000,000	41,703,000	41,703,000	0	0	8,297,000
	1　交通安全対策特別交付金	50,000,000	41,703,000	41,703,000	0	0	8,297,000
12　分担金及び負担金		1,583,865,000	1,639,860,087	1,560,674,622 83,250	8,396,430	70,872,285	23,190,378
	1　分担金	1,000	0	0	0	0	1,000
	2　負担金	1,583,864,000	1,639,860,087	1,560,674,622 83,250	8,396,430	70,872,285	23,189,378
13　使用料及び手数料		3,295,859,000	3,460,774,204	3,367,192,074 18,750	10,014,876	83,586,004	△71,333,074
	1　使用料	2,634,569,000	2,788,426,906	2,694,848,576 18,750	10,014,876	83,582,204	△60,279,576
	2　手数料	661,290,000	672,347,298	672,343,498	0	3,800	△11,053,498
14　国庫支出金		40,072,970,294	40,080,553,559	37,759,857,351	0	2,320,696,208	2,313,112,943
	1　国庫負担金	32,864,440,000	32,871,867,753	32,871,867,753	0	0	△7,427,753
	2　国庫補助金	7,091,759,294	7,095,907,476	4,779,000,268	0	2,316,907,208	2,312,759,026
	3　委託金	116,771,000	112,778,330	108,989,330	0	3,789,000	7,781,670
15　県支出金		19,745,352,160	20,187,492,594	17,285,556,853	0	2,901,935,741	2,459,795,307
	1　県負担金	7,799,415,000	7,857,303,686	7,857,303,686	0	0	△57,888,686
	2　県補助金	11,389,527,160	11,782,449,355	8,880,513,614	0	2,901,935,741	2,509,013,546

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	3　委託金	556,410,000	547,739,553	547,739,553	0	0	8,670,447
16　財産収入		782,217,000	715,127,747	690,394,517	0	24,733,230	91,822,483
	1　財産運用収入	377,472,000	404,723,529	379,990,299	0	24,733,230	△2,518,299
	2　財産売払収入	404,745,000	310,404,218	310,404,218	0	0	94,340,782
17　寄附金		89,491,000	90,213,457	90,213,457	0	0	△722,457
	1　寄附金	89,491,000	90,213,457	90,213,457	0	0	△722,457
18　繰入金		4,916,214,000	4,915,572,150	4,915,572,150	0	0	641,850
	1　特別会計繰入金	156,452,000	156,269,350	156,269,350	0	0	182,650
	2　基金繰入金	4,759,762,000	4,759,302,800	4,759,302,800	0	0	459,200
19　繰越金		5,427,486,182	5,427,486,720	5,427,486,720	0	0	△538
	1　繰越金	5,427,486,182	5,427,486,720	5,427,486,720	0	0	△538
20　諸収入		1,588,634,400	2,700,690,046	1,619,856,274 39,970	28,237,426	1,052,636,316	△31,221,874
	1　延滞金加算金及び過料	49,818,000	37,610,174	37,520,174	0	90,000	12,297,826
	2　市預金利子	1,584,000	1,583,576	1,583,576	0	0	424
	3　貸付金元利収入	256,453,000	259,339,578	259,339,578	0	0	△2,886,578
	4　受託事業収入	9,330,000	8,855,433	8,855,433	0	0	474,567
	5　雑入	1,271,449,400	2,393,301,285	1,312,557,513 39,970	28,237,426	1,052,546,316	△41,108,113
21　市債		12,267,900,000	9,563,700,000	9,563,700,000	0	0	2,704,200,000
	1　市債	12,267,900,000	9,563,700,000	9,563,700,000	0	0	2,704,200,000
歳　入　合　計		154,199,760,036	154,413,560,887	147,006,415,956 53,748,787	94,052,480	7,366,841,238	7,193,344,080

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　議会費		775,385,000	767,759,486	0	7,625,514	7,625,514
	1　議会費	775,385,000	767,759,486	0	7,625,514	7,625,514
2　総務費		13,850,073,970	12,055,213,735	1,194,550,711	600,309,524	1,794,860,235
	1　総務管理費	10,785,371,970	9,326,679,389	997,342,960	461,349,621	1,458,692,581
	2　徴税費	1,949,386,000	1,671,375,244	197,207,751	80,803,005	278,010,756
	3　戸籍住民基本台帳費	758,522,637	709,159,727	0	49,362,910	49,362,910
	4　選挙費	209,723,000	205,218,058	0	4,504,942	4,504,942
	5　統計調査費	42,334,000	39,098,569	0	3,235,431	3,235,431
	6　監査委員費	104,736,363	103,682,748	0	1,053,615	1,053,615
3　民生費		77,284,111,620	74,180,063,312	305,125,152	2,798,923,156	3,104,048,308
	1　社会福祉費	26,921,336,350	25,144,468,538	3,040,040	1,773,827,772	1,776,867,812
	2　児童福祉費	26,675,637,270	25,377,656,144	302,085,112	995,896,014	1,297,981,126
	3　生活保護費	23,687,137,000	23,657,938,630	0	29,198,370	29,198,370
	4　災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4　衛生費		8,652,870,685	8,290,249,692	103,315,000	259,305,993	362,620,993
	1　保健衛生費	4,526,040,059	4,321,002,633	0	205,037,426	205,037,426
	2　清掃費	4,126,830,626	3,969,247,059	103,315,000	54,268,567	157,583,567
5　労働費		28,761,000	28,491,146	0	269,854	269,854
	1　労働諸費	28,761,000	28,491,146	0	269,854	269,854
6　農林水産業費		257,289,000	234,425,816	19,112,500	3,750,684	22,863,184
	1　農業費	66,921,786	61,588,749	2,500,000	2,833,037	5,333,037
	2　林業費	120,000	120,000	0	0	0

歳　出

（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
	3　水産業費	190,247,214	172,717,067	16,612,500	917,647	17,530,147
7　商工費		1,669,609,000	1,349,460,551	250,270,219	69,878,230	320,148,449
	1　商工費	1,669,609,000	1,349,460,551	250,270,219	69,878,230	320,148,449
8　土木費		17,003,545,587	13,288,255,305	3,597,971,223	117,319,059	3,715,290,282
	1　土木管理費	271,702,000	260,408,910	8,625,800	2,667,290	11,293,090
	2　道路橋りょう費	1,166,099,031	859,965,033	293,297,042	12,836,956	306,133,998
	3　港湾費	1,721,461,000	1,711,146,251	0	10,314,749	10,314,749
	4　都市計画費	8,835,058,493	6,496,372,945	2,266,122,627	72,562,921	2,338,685,548
	5　住宅費	5,009,225,063	3,960,362,166	1,029,925,754	18,937,143	1,048,862,897
9　消防費		2,903,442,256	2,867,639,216	792,000	35,011,040	35,803,040
	1　消防費	2,903,442,256	2,867,639,216	792,000	35,011,040	35,803,040
10　教育費		19,686,188,877	16,036,516,573	3,120,251,020	529,421,284	3,649,672,304
	1　教育総務費	1,968,199,930	1,835,351,853	0	132,848,077	132,848,077
	2　小学校費	8,091,752,947	5,631,792,825	2,345,947,611	114,012,511	2,459,960,122
	3　中学校費	4,552,803,036	3,977,789,978	399,989,000	175,024,058	575,013,058
	4　幼稚園費	1,141,757,805	1,038,989,977	66,578,945	36,188,883	102,767,828
	5　社会教育費	1,377,643,600	1,325,170,400	19,572,840	32,900,360	52,473,200
	6　保健体育費	2,554,031,559	2,227,421,540	288,162,624	38,447,395	326,610,019
11　災害復旧費		4,000	0	0	4,000	4,000
	1　農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2　公共土木施設災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
	3　その他公共施設公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
12　公債費		12,055,989,000	12,040,234,564	0	15,754,436	15,754,436
	1　公債費	12,055,989,000	12,040,234,564	0	15,754,436	15,754,436
13　諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　公営企業貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14　予備費		32,489,041	0	0	32,489,041	32,489,041
	1　予備費	32,489,041	0	0	32,489,041	32,489,041
歳出合計		154,199,760,036	141,138,309,396	8,591,387,825	4,470,062,815	13,061,450,640

歳入歳出差引残額　　5,868,106,560　円

令和　元年　9月　１１日提出

那覇市長　　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 一般会計 ）

区分		金額
1　予算現額		154,199,760,036 円
2　歳入総額		147,006,415,956
3　歳出総額		141,138,309,396
4　歳入歳出差引額		5,868,106,560
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	1,398,324,884
	(3)事故繰越し繰越額	12,308,592
	計	1,410,633,476
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	4,457,473,084
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市監査委員より提出された、平成30年度(2018年度)那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の概要

審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

審査意見

(はじめに)

本市の経済環境は、観光業を中心に引き続き好調を維持しており、市民税、固定資産税等の市税は増収傾向にあるが、市税の伸びに応じて地方交付税は減少している。

また、国民健康保険事業特別会計では、平成30年度から国保事業運営主体が県に移行したため、平成29年度までに一般会計からの政策的繰入金により累積赤

字を一旦解消したが、平成 30 年度においても８億円の政策的繰入れを行っており、依然として一般会計からの政策的繰入れに頼らざるを得ない状況にある。令和２年度からは法人市民税の減税による減収も見込まれている。新たに策定された那覇市中期財政運営方針(2019 年度～2023 年度)に基づき行財政改革の推進と持続可能な財政運営に努める必要がある。

(決算の状況)

平成 30 年度一般会計の決算における実質収支は、44 億 5,747 万円の黒字で、前年度の実質収支 43 億 1,447 万円に比べ１億 4,299 万円増となっている。

歳入は、1,470 億 641 万円で前年度に比べ 8,585 万円増となっている。これは主に、教育債等の増により市債が９億 6,880 万円、市民税等の市税が５億 8,196 万円増、地方消費税交付金が５億 5,952 万円増となったためである。一方、地方交付税が 10 億 9,116 万円の減となったほか、沖縄振興公共投資交付金（モノレール事業）の減等により県支出金が 11 億 5,834 万円の減となっている。

歳出は、1,411 億 3,830 万円で前年度に比べ３億 5,476 万円減となっている。これは主に、沖縄都市モノレール延長事業、沖縄都市モノレールインフラ外整備事業、地域居住機能再生推進事業等の減により土木費が 26 億 1,714 万円減、臨時福祉給付金事業が 12 億 1,040 万円減、繰出金（国民健康保険事業特別会計）が 16 億 8,825 万円減等により民生費が減となったためであるが、一方、高良小学校校舎建設事業、鏡原中学校屋内運動場建設事業、中学校施設老朽化抑制事業等の増により教育費が 15 億 8,956 万円、財政調整基金積立金が８億 87 万円、税額更正特別事業が６億 5,661 万円の増等により総務費が 12 億 7,289 万円の増となっている。

また､歳入のうち翌年度へ繰り越すべき財源は 14 億 1,063 万円となっており、前年度に比べ２億 9,762 万円増加している。

土地区画整理事業等、７つの特別会計の実質収支合計額は、13 億 430 万円の黒字で、前年度に比べ黒字額が２億 4,276 万円減少している。これは主に、介護保険事業特別会計が２億 198 万円増加したものの、国民健康保険事業特別会計の収支が４億 490 万円減少したことによるものである。結果として、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支は、前年度に比べ 9,976 万円減の 57 億 6,178 万円の黒字となっている。

(財政指標)

普通会計における財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 92.5％で、前年度に比べ 3.6 ポイント増加している。これは主に、公債費で 0.1 ポイント減少したものの、人件費で 1.7 ポイント、扶助費で 1.0 ポイント、物件費で 0.4 ポイント増加したことによるものである。

実質公債費比率（平成 28 年度～平成 30 年度の平均）は 11.5％で、前年度に比べ 0.7 ポイント改善している。これは分子となる元利償還金が 1 億 7,789 万円減少したことなど及び同比率の分母となる標準財政規模が、平成 30 年度決算において４億 3,284 万円増加したことなどが主な要因である。

同比率は平成 25 年度以降年々減少しており、平成 30 年度末市債残高は、1,337 億 1,438 万円と前年度比で 15 億 9,666 万円の減となっているが、臨時財政対策債の残高は 533 億 3,343 万円で、前年比 10 億 2,252 万円の増となっており引き続き同市債発行の抑制に努められたい。

(繰越事業)

平成 30 年度から翌年度へ繰り越す事業の総額は、一般会計及び特別会計で 93

億 1,682 万円となっており、前年度に比べ 23 億 6,042 万円増となっている。これは、市街地再開発事業特別会計 3 億 877 万円、介護保険事業特別会計２億 1,582 万円がそれぞれ減少したものの、一般会計で 28 億 9,800 万円増となったことによるものである。

(むすび)

自主財源の根幹である市税の収納率は、平成 22 年度以降毎年上昇し、平成 30 年度決算では 98.2％と前年度比 0.1 ポイントの上昇となっている。これは中核市 54 市中で 11 位、県内 11 市では 1 位となっている。特に、市民税は前年度比 11 億円余りの増収となったほか、固定資産税も６億円弱の増収であった。これは、那覇市を中心とする県内の景気が引き続き好調で、個人所得の増及び納税義務者数の増並びにホテル、マンション等の大型建築物の増加により調定額が伸びたことによるものと思われる。引き続き収納率向上の取組みを維持、充実されたい。

一括交付金事業については、様々な展開がなされ、進展しているところであるが、沖縄振興計画の対象期間である令和３年度までの見込みであり、現在予定している対象事業の着実な進捗を望みたい。

国民健康保険事業特別会計については、平成 30 年度より都道府県が運営主体となったが、沖縄県の特殊事情として前期高齢者財政調整制度に起因する赤字により財政負担が生じており、引き続き県とともに国に対し、負担を軽減する制度設計や財政支援措置を働き掛けられたい。

収納率向上の新しい取組みとして平成 30 年 10 月より開始したペイジーによる口座振替手続きは、従来よりも手続きが簡略化され、口座振替の開始件数が前年度比 25％増加しているとのことであり評価したい。

なお、次のことについて適切な措置をとられたい。

（１） 交付金実績報告の一部積算漏れについて（子育て応援課、学務課）

「沖縄県子どもの貧困対策推進交付金」を財源とする事業は、６課（保護管理課、地域保健課、こども政策課、こどもみらい課、子育て応援課及び教育委員会学務課）15 事業である。交付金の歳入については、子育て応援課が各事業課の交付金所要額を取りまとめ沖縄県に概算払請求し、全事業の終了後に各事業課から提出された事業成果報告書に基づき取りまとめた額を沖縄県に実績報告し精算している。

このうち学務課から提出された「小学校入学準備金支給事業」の事業成果報告書に、交付対象となる事業費の一部が漏れ、事業費の一部に係る交付金 1,519 万 4,000 円を受けることができなかった。

交付金の実績報告の際は、各事業課は正確に事業成果報告をするとともに、取りまとめ課は交付決定額と実績額に開きがある場合、事業課にその理由を確認する等適正な財務管理に努められたい。

（２） 未収金の正確な把握について（こどもみらい課）

保育料等の滞納繰越分未収金の状況について、現在保育料を管理するシステムにおける未収金の額及び調定額が財務処理と一致していない状況にある。

このような状況の原因を早急に究明し、未収金の正確な把握に努められたい。

（３） 未収金の繰越調定漏れについて（クリーン推進課）

平成 27 年度の資源化物（古布）の売却収入について、相手先の破産により、平成 27 年７月から同年９月までの３か月間の売却額 148 万 6,492 円が未収金となった。当該未収金については、翌年度の歳入予算に資源ごみ収益金（滞納繰越分）として調定すべきであったが、平成 28 年度及び平成 29 年度においては調定がされず、

その後調定漏れに気付き、平成30年度に調定し未収となっている。

未収金の繰越調定については、適正な事務処理に努められたい。

那覇市告示第245号

令和元年11月1日

令和元年(2019年)9月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成３０年度　那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　使用料及び手数料		3,000	80	80	0	0	2,920
	1　真嘉比古島第一地区手数料	1,000	80	80	0	0	920
	2　壺川手数料	1,000	0	0	0	0	1,000
	3　真嘉比古島第二地区手数料	1,000	0	0	0	0	1,000
2　財産収入		14,000	13,004	13,004	0	0	996
	1　真嘉比古島第二財産運用収入	2,000	1,178	1,178	0	0	822
	2　真嘉比古島第一地区財産運用収入	12,000	11,826	11,826	0	0	174
3　繰入金		8,311,000	8,311,000	8,311,000	0	0	0
	1　総務管理繰入金	2,410,000	2,410,000	2,410,000	0	0	0
	2　真嘉比古島第二繰入金	5,901,000	5,901,000	5,901,000	0	0	0
4　繰越金		15,514,000	15,512,504	15,512,504	0	0	1,496
	1　総務管理繰越金	768,000	767,570	767,570	0	0	430
	2　真嘉比古島第一地区繰越金	496,000	495,687	495,687	0	0	313
	3　壺川繰越金	42,000	41,811	41,811	0	0	189
	4　真嘉比古島第二繰越金	14,208,000	14,207,436	14,207,436	0	0	564
5　諸収入		3,000	0	0	0	0	3,000
	1　真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
	2　壺川延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
	3　真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
6　保留地処分金		4,589,000	0	0	0	0	4,589,000
	1　真嘉比古島第二保留地処分金	4,589,000	0	0	0	0	4,589,000
7　清算徴収金		6,586,000	55,173,217	7,280,793	1,429,619	46,462,805	△694,793

歳　入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	1　真嘉比古島第一地区清算徴収金	1,083,000	19,031,012	783,968	0	18,247,044	299,032
	2　壺川清算徴収金	237,000	262,583	262,583	0	0	△25,583
	3　真嘉比古島第二地区清算徴収金	5,266,000	35,879,622	6,234,242	1,429,619	28,215,761	△968,242
歳入合計		35,020,000	79,009,805	31,117,381	1,429,619	46,462,805	3,902,619

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　土地区画整理総務費		19,798,000	17,976,038	0	1,821,962	1,821,962
	1　総務管理費	19,798,000	17,976,038	0	1,821,962	1,821,962
2　土地区画整理事業費		3,684,000	2,735,926	0	948,074	948,074
	1　真嘉比古島第二土地区画整理費	3,684,000	2,735,926	0	948,074	948,074
3　清算費		5,015,000	2,462,309	0	2,552,691	2,552,691
	1　真嘉比古島第二地区清算費	5,015,000	2,462,309	0	2,552,691	2,552,691
4　基金積立金		4,603,000	13,004	0	4,589,996	4,589,996
	1　真嘉比古島第一地区基金積立金	12,000	11,826	0	174	174
	2　真嘉比古島第二基金積立金	4,591,000	1,178	0	4,589,822	4,589,822
5　公債費		1,920,000	1,919,999	0	1	1
	1　公債費	1,920,000	1,919,999	0	1	1
歳出合計		35,020,000	25,107,276	0	9,912,724	9,912,724

歳入歳出差引残額　　6,010,105　円

令和　元年　９月　１１日提出

那覇市長　　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 土地区画整理事業特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		円 35,020,000
2　歳入総額		31,117,381
3　歳出総額		25,107,276
4　歳入歳出差引額		6,010,105
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	6,010,105
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 246 号
令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019年) 9 月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成３０年度　那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　国民健康保険税		5,768,381,000	7,699,555,091	6,033,820,679 20,348,523	189,739,196	1,496,343,739	△265,439,679
	1　国民健康保険税	5,768,381,000	7,699,555,091	6,033,820,679 20,348,523	189,739,196	1,496,343,739	△265,439,679
2　使用料及び手数料		9,570,000	9,627,743	9,627,743	0	0	△57,743
	1　手数料	9,570,000	9,627,743	9,627,743	0	0	△57,743
3　国庫支出金		2,000	113,000	113,000	0	0	△111,000
	1　国庫負担金	1,000	0	0	0	0	1,000
	2　国庫補助金	1,000	113,000	113,000	0	0	△112,000
4　療養給付費等交付金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1　療養給付費等交付金	1,000	0	0	0	0	1,000
5　県支出金		27,072,889,000	26,333,870,556	26,333,870,556	0	0	739,018,444
	1　県負担金	27,072,888,000	26,333,870,556	26,333,870,556	0	0	739,017,444
	2　財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	1,000
6　財産収入		31,000	4,636	4,636	0	0	26,364
	1　財産運用収入	31,000	4,636	4,636	0	0	26,364
7　繰入金		4,942,624,000	4,218,034,686	4,218,034,686	0	0	724,589,314
	1　他会計繰入金	4,942,623,000	4,218,034,686	4,218,034,686	0	0	724,588,314
	2　基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
8　繰越金		697,321,000	697,321,245	697,321,245	0	0	△245
	1　繰越金	697,321,000	697,321,245	697,321,245	0	0	△245
9　諸収入		112,179,000	281,220,493	133,049,629	0	148,170,864	△20,870,629
	1　延滞金加算金及び過料	30,537,000	33,841,495	33,841,495	0	0	△3,304,495
	2　預金利子	3,000	125	125	0	0	2,875

歳　入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	3　雑入	81,639,000	247,378,873	99,208,009	0	148,170,864	△17,569,009
10　市債		1,000	0	0	0	0	1,000
	1　財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0	1,000
歳　入　合　計		38,602,999,000	39,239,747,450	37,425,842,174 20,348,523	189,739,196	1,644,514,603	1,177,156,826

歳　出

（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　総務費		671,198,000	640,377,084	0	30,820,916	30,820,916
	1　総務管理費	504,810,000	491,184,048	0	13,625,952	13,625,952
	2　徴税費	76,069,000	67,868,160	0	8,200,840	8,200,840
	3　運営協議会費	724,000	362,850	0	361,150	361,150
	4　収納率向上特別対策事業費	50,215,000	41,886,137	0	8,328,863	8,328,863
	5　医療費適正化特別対策事業費	39,380,000	39,075,889	0	304,111	304,111
2　保険給付費		25,751,751,000	24,648,261,542	0	1,103,489,458	1,103,489,458
	1　療養諸費	21,798,281,363	20,866,269,644	0	932,011,719	932,011,719
	2　高額療養費	3,683,300,637	3,572,019,050	0	111,281,587	111,281,587
	3　移送費	501,000	54,440	0	446,560	446,560
	4　出産育児諸費	260,168,000	201,343,408	0	58,824,592	58,824,592
	5　葬祭諸費	9,500,000	8,575,000	0	925,000	925,000
3　国民健康保険事業費納付金		10,851,445,000	10,850,152,288	0	1,292,712	1,292,712
	1　医療給付費分	8,077,487,000	8,077,485,897	0	1,103	1,103
	2　後期高齢者支援金等分	2,008,146,000	2,008,145,018	0	982	982
	3　介護納付金分	765,812,000	764,521,373	0	1,290,627	1,290,627
4　共同事業拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
5　財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6　保健事業費		250,694,000	224,312,595	0	26,381,405	26,381,405
	1　特定健康診査等事業費	230,354,000	208,323,595	0	22,030,405	22,030,405

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
	2　保健事業費	20,340,000	15,989,000	0	4,351,000	4,351,000
7　基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8　公債費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9　諸支出金		777,907,000	770,318,843	0	7,588,157	7,588,157
	1　償還金及び還付加算金	766,232,000	760,617,473	0	5,614,527	5,614,527
	2　繰出金	9,395,000	9,393,592	0	1,408	1,408
	3　指定公費の立替	2,280,000	307,778	0	1,972,222	1,972,222
10　予備費		300,000,000	0	0	300,000,000	300,000,000
	1　予備費	300,000,000	0	0	300,000,000	300,000,000
歳出合計		38,602,999,000	37,133,422,352	0	1,469,576,648	1,469,576,648

歳入歳出差引残額　292,419,822　円

令和　元年　9月　11日提出

那覇市長　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 国民健康保険事業特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		38,602,999,000 円
2　歳入総額		37,425,842,174
3　歳出総額		37,133,422,352
4　歳入歳出差引額		292,419,822
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高（翌年度へ繰越）	292,419,822
	(2)不足額（翌年度から繰上充用）	0

那覇市告示第 247 号
令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019年) ９月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成３０年度　那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　国庫支出金		1,274,472,500	1,274,472,500	813,955,500	0	460,517,000	460,517,000
	1　国庫補助金	1,274,472,500	1,274,472,500	813,955,500	0	460,517,000	460,517,000
2　繰入金		270,711,000	270,711,000	270,711,000	0	0	0
	1　一般会計繰入金	270,711,000	270,711,000	270,711,000	0	0	0
3　繰越金		38,861,500	38,860,519	38,860,519	0	0	981
	1　繰越金	38,861,500	38,860,519	38,860,519	0	0	981
4　市債		619,900,000	393,200,000	393,200,000	0	0	226,700,000
	1　市債	619,900,000	393,200,000	393,200,000	0	0	226,700,000
5　県支出金		177,678,000	177,678,000	172,148,000	0	5,530,000	5,530,000
	1　県補助金	177,678,000	177,678,000	172,148,000	0	5,530,000	5,530,000
6　分担金及び負担金		0	102,000	102,000	0	0	△102,000
	1　負担金	0	102,000	102,000	0	0	△102,000
歳入合計		2,381,623,000	2,155,024,019	1,688,977,019	0	466,047,000	692,645,981

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　都市再開発事業費		2,173,184,000	1,436,419,876	736,507,000	257,124	736,764,124
	1　都市再開発事業費	2,173,184,000	1,436,419,876	736,507,000	257,124	736,764,124
2　公債費		208,439,000	208,438,708	0	292	292
	1　公債費	208,439,000	208,438,708	0	292	292
歳出合計		2,381,623,000	1,644,858,584	736,507,000	257,416	736,764,416

歳入歳出差引残額　　44,118,435　円

令和　元年　９月　１１日提出

那覇市長　　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 市街地再開発事業特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		2,381,623,000 円
2　歳入総額		1,688,977,019
3　歳出総額		1,644,858,584
4　歳入歳出差引額		44,118,435
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	43,760,000
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	43,760,000
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	358,435
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 248 号
令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019年) 9 月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成３０年度　那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　介護保険料		5,250,383,000	6,067,852,954	5,642,994,389 12,044,193	136,711,780	300,190,978	△392,611,389
	1　介護保険料	5,250,383,000	6,067,852,954	5,642,994,389 12,044,193	136,711,780	300,190,978	△392,611,389
2　使用料及び手数料		1,960,000	2,904,300	2,904,300	0	0	△944,300
	1　手数料	1,960,000	2,904,300	2,904,300	0	0	△944,300
3　国庫支出金		6,308,567,000	6,341,163,232	6,341,163,232	0	0	△32,596,232
	1　国庫負担金	4,274,181,000	4,296,871,166	4,296,871,166	0	0	△22,690,166
	2　国庫補助金	2,034,386,000	2,044,292,066	2,044,292,066	0	0	△9,906,066
4　支払基金交付金		6,516,332,000	6,333,712,000	6,333,712,000	0	0	182,620,000
	1　支払基金交付金	6,516,332,000	6,333,712,000	6,333,712,000	0	0	182,620,000
5　県支出金		3,711,916,000	3,702,429,296	3,702,429,296	0	0	9,486,704
	1　県負担金	3,202,388,000	3,197,720,265	3,197,720,265	0	0	4,667,735
	2　財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	1,000
	3　県補助金	509,527,000	504,709,031	504,709,031	0	0	4,817,969
6　財産収入		256,000	257,385	257,385	0	0	△1,385
	1　財産運用収入	256,000	257,385	257,385	0	0	△1,385
7　繰入金		3,928,662,000	3,928,614,424	3,928,614,424	0	0	47,576
	1　他会計繰入金	3,928,661,000	3,928,614,424	3,928,614,424	0	0	46,576
	2　基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
8　繰越金		700,366,000	700,365,704	700,365,704	0	0	296
	1　繰越金	700,366,000	700,365,704	700,365,704	0	0	296
9　諸収入		9,439,000	14,439,316	14,439,316	0	0	△5,000,316
	1　延滞金、加算金及び過料	2,478,000	2,489,328	2,489,328	0	0	△11,328

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	2　雑入	6,961,000	11,949,988	11,949,988	0	0	△4,988,988
10　市債		1,000	0	0	0	0	1,000
	1　市債	1,000	0	0	0	0	1,000
11　サービス収入		1,000	0	0	0	0	1,000
	1　予防給付費収入	1,000	0	0	0	0	1,000
歳入合計		26,427,883,000	27,091,738,611	26,666,880,046 12,044,193	136,711,780	300,190,978	△238,997,046

歳　出

（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　総務費		885,344,000	841,941,728	1,916,000	41,486,272	43,402,272
	1　総務管理費	601,620,000	586,375,172	1,916,000	13,328,828	15,244,828
	2　徴収費	30,373,000	28,104,882	0	2,268,118	2,268,118
	3　介護認定審査会費	253,351,000	227,461,674	0	25,889,326	25,889,326
2　保険給付費		23,004,829,000	22,425,329,156	0	579,499,844	579,499,844
	1　介護サービス等諸費	22,524,905,000	21,950,376,466	0	574,528,534	574,528,534
	2　介護予防サービス等諸費	459,236,000	454,499,266	0	4,736,734	4,736,734
	3　その他諸費	20,688,000	20,453,424	0	234,576	234,576
3　財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
4　基金積立金		253,315,000	253,311,892	0	3,108	3,108
	1　基金積立金	253,315,000	253,311,892	0	3,108	3,108
5　地域支援事業費		1,816,160,000	1,776,036,015	0	40,123,985	40,123,985
	1　介護予防・生活支援サービス事業費	1,003,992,000	976,466,252	0	27,525,748	27,525,748
	2　一般介護予防事業費	120,867,000	118,505,338	0	2,361,662	2,361,662
	3　包括的支援事業・任意事業費	686,367,000	676,953,191	0	9,413,809	9,413,809
	4　その他諸費	4,934,000	4,111,234	0	822,766	822,766
6　諸支出金		468,234,000	467,908,921	0	325,079	325,079
	1　償還金及び還付加算金	338,848,000	338,523,623	0	324,377	324,377
	2　繰出金	129,386,000	129,385,298	0	702	702
歳出合計		26,427,883,000	25,764,527,712	1,916,000	661,439,288	663,355,288

歳入歳出差引残額　　902,352,334　円

令和　元年　９月　１１日提出

那覇市長　　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 介護保険事業特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		26,427,883,000 円
2　歳入総額		26,666,880,046
3　歳出総額		25,764,527,712
4　歳入歳出差引額		902,352,334
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	902,352,334
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 249 号
令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019年) 9 月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成３０年度　那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　後期高齢者医療保険料		2,698,154,000	2,716,920,251	2,689,949,284 6,805,086	2,546,845	31,229,208	8,204,716
	1　後期高齢者医療保険料	2,698,154,000	2,716,920,251	2,689,949,284 6,805,086	2,546,845	31,229,208	8,204,716
2　使用料及び手数料		707,000	836,900	836,900	0	0	△129,900
	1　手数料	707,000	836,900	836,900	0	0	△129,900
3　繰入金		665,922,000	664,546,894	664,546,894	0	0	1,375,106
	1　一般会計繰入金	665,922,000	664,546,894	664,546,894	0	0	1,375,106
4　繰越金		22,669,000	22,669,093	22,669,093	0	0	△93
	1　繰越金	22,669,000	22,669,093	22,669,093	0	0	△93
5　諸収入		10,790,000	6,822,773	6,822,773	0	0	3,967,227
	1　延滞金、加算金及び過料	524,000	647,626	647,626	0	0	△123,626
	2　償還金及び還付加算金	10,232,000	6,142,890	6,142,890	0	0	4,089,110
	3　預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	4　雑入	33,000	32,257	32,257	0	0	743
6　国庫支出金		1,141,000	1,141,000	1,141,000	0	0	0
	1　国庫補助金	1,141,000	1,141,000	1,141,000	0	0	0
歳　入　合　計		3,399,383,000	3,412,936,911	3,385,965,944 6,805,086	2,546,845	31,229,208	13,417,056

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　総務費		37,209,000	34,799,900	0	2,409,100	2,409,100
	1　総務管理費	24,126,000	23,953,796	0	172,204	172,204
	2　徴収費	13,083,000	10,846,104	0	2,236,896	2,236,896
2　後期高齢者医療広域連合納付金		3,352,157,000	3,322,071,628	0	30,085,372	30,085,372
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	3,352,157,000	3,322,071,628	0	30,085,372	30,085,372
3　諸支出金		10,017,000	5,589,251	0	4,427,749	4,427,749
	1　償還金及び還付加算金	9,936,000	5,508,251	0	4,427,749	4,427,749
	2　繰出金	81,000	81,000	0	0	0
歳出合計		3,399,383,000	3,362,460,779	0	36,922,221	36,922,221

歳入歳出差引残額　　23,505,165　円

令和　元年　９月　１１日提出

那覇市長　　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 後期高齢者医療特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		3,399,383,000 円
2　歳入総額		3,385,965,944
3　歳出総額		3,362,460,779
4　歳入歳出差引額		23,505,165
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	23,505,165
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 250 号
令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019年) 9 月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成３０年度　那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　諸収入		385,796,000	385,794,559	385,794,559	0	0	1,441
	1　貸付金元利収入	385,796,000	385,794,559	385,794,559	0	0	1,441
歳入合計		385,796,000	385,794,559	385,794,559	0	0	1,441

歳　出

（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　公債費		385,796,000	385,794,559	0	1,441	1,441
	1　公債費	385,796,000	385,794,559	0	1,441	1,441
歳出合計		385,796,000	385,794,559	0	1,441	1,441

歳入歳出差引残額　　0　円

令和　元年　9月　１１日提出

那覇市長　　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 病院事業債管理特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		385,796,000 円
2　歳入総額		385,794,559
3　歳出総額		385,794,559
4　歳入歳出差引額		0
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	0
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 251 号
令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019年) 9 月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成３０年度　那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　繰入金		1,821,000	1,821,000	1,821,000	0	0	0
	1　一般会計繰入金	1,821,000	1,821,000	1,821,000	0	0	0
2　諸収入		27,310,000	94,901,668	37,921,150	0	56,980,518	△10,611,150
	1　貸付金元利収入	27,279,000	92,293,451	37,528,425	0	54,765,026	△10,249,425
	2　雑入	31,000	2,608,217	392,725	0	2,215,492	△361,725
3　繰越金		110,668,000	110,668,524	110,668,524	0	0	△524
	1　繰越金	110,668,000	110,668,524	110,668,524	0	0	△524
4　市債		0	0	0	0	0	0
	1　市債	0	0	0	0	0	0
歳入合計		139,799,000	207,391,192	150,410,674	0	56,980,518	△10,611,674

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　民生費		139,799,000	70,748,591	0	69,050,409	69,050,409
	1　母子父子寡婦福祉費	139,799,000	70,748,591	0	69,050,409	69,050,409
歳出合計		139,799,000	70,748,591	0	69,050,409	69,050,409

歳入歳出差引残額　79,662,083　円

令和　元年　９月　１１日提出

那覇市長　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		139,799,000 円
2　歳入総額		150,410,674
3　歳出総額		70,748,591
4　歳入歳出差引額		79,662,083
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	79,662,083
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 252 号
令和元年 11 月 1 日

令和元年９月那覇市議会定例会で認定された平成 30 年度那覇市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成30年度那覇市水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

収入

区分	予算額 当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	円	円	円	円	円	円	円
第1款　水道事業収益	8,432,893,000	△ 70,405,000	0	8,362,488,000	8,294,356,805	△ 68,131,195	
第1項　営業収益	7,851,361,000	△ 17,309,000	0	7,834,052,000	7,764,880,934	△ 69,171,066	(うち仮受消費税及び地方消費税 563,137,680)
第2項　営業外収益	581,531,000	△ 53,126,000	0	528,405,000	528,718,674	313,674	(〃 5,337,569)
第3項　特別利益	1,000	30,000	0	31,000	757,197	726,197	(〃 2,418)

支出

区分	予算額 当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　水道事業費用	7,663,262,000	△ 305,951,000	0	0	0	7,357,311,000	0	7,357,311,000	7,194,148,595	0	163,162,405	
第1項　営業費用	7,443,756,000	△ 284,033,000	0	△ 26,493,000	0	7,133,230,000	0	7,133,230,000	6,990,932,444	0	142,297,556	(うち仮払消費税及び地方消費税 370,345,399)
第2項　営業外費用	198,106,000	△ 21,918,000	0	14,888,000	0	191,076,000	0	191,076,000	191,073,897	0	2,103	(うち消費税及び地方消費税納税額 130,120,200)
第3項　特別損失	1,400,000	0	0	11,605,000	0	13,005,000	0	13,005,000	12,142,254	0	862,746	(うち仮払消費税及び地方消費税 872,358)
第4項　予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000	

(2)資本的収入及び支出

収　入

区　分	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　考
	当初予算額	補正予算額	小　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合　計			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　資本的収入	339,633,000	△ 72,610,000	267,023,000	250,807,000	0	517,830,000	308,630,000	△ 209,200,000	
第1項　補助金	225,000,000	0	225,000,000	220,807,000	0	445,807,000	255,807,000	△ 190,000,000	翌年度繰越財源充当額　14,000,000
第2項　他会計負担金	29,451,000	△ 9,406,000	20,045,000	0	0	20,045,000	20,045,000	0	
第3項　その他資本的収入	85,182,000	△ 63,204,000	21,978,000	30,000,000	0	51,978,000	32,778,000	△ 19,200,000	

支　出

区　分	予算額								決算額	翌年度繰越額			不用額	備　考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合　計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合　計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　資本的支出	1,666,738,000	△ 52,890,000	0	0	1,613,848,000	739,515,000	0	2,353,363,000	1,470,841,692	850,043,080	0	850,043,080	32,478,228	
第1項　建設改良費	1,177,549,000	△ 52,492,000	0	0	1,125,057,000	739,515,000	0	1,864,572,000	987,052,392	850,043,080	0	850,043,080	27,476,528	(うち仮払消費税及び地方消費税　64,503,829)
第2項　企業債償還金	276,043,000	0	0	0	276,043,000	0	0	276,043,000	276,042,115	0	0	0	885	
第3項　投　資	200,000,000	△ 398,000	0	0	199,602,000	0	0	199,602,000	199,602,000	0	0	0	0	
第4項　その他資本的支出	8,146,000	0	0	0	8,146,000	0	0	8,146,000	8,145,185	0	0	0	815	
第5項　予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額14,000,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額　1,176,211,692円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,503,829円、減債積立金276,042,115円、建設改良積立金627,918,563円及び過年度分損益勘定留保資金207,747,185円で補てんした。

平成30年度那覇市水道事業損益計算書

（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：円）

1　営業収益			
(1)　給水収益	6,852,771,274		
(2)　その他営業収益	348,971,980	7,201,743,254	
2　営業費用			
(1)　配水費	4,315,995,958		
(2)　給水費	295,332,426		
(3)　漏水防止費	51,870,348		
(4)　業務費	343,230,987		
(5)　総係費	461,349,913		
(6)　減価償却費	1,115,717,831		
(7)　資産減耗費	37,089,582	6,620,587,045	
営業利益			581,156,209
3　営業外収益			
(1)　受取利息	19,452,394		
(2)　他会計負担金	17,966,898		
(3)　補償金	6,905,520		
(4)　長期前受金戻入	390,796,174		
(5)　土地物件収益	73,800,017		
(6)　雑収益	14,493,167	523,414,170	
4　営業外費用			
(1)　支払利息	60,746,281		
(2)　雑支出	241,356	60,987,637	462,426,533
経常利益			1,043,582,742

5　特別利益			
(1)　過年度損益修正益	30,314		
(2)　その他特別利益	724,465	754,779	
6　特別損失			
(1)　過年度損益修正損	11,019,276		
(2)　その他特別損失	250,620	11,269,896	△ 10,515,117
当年度純利益			1,033,067,625
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			903,960,678
当年度未処分利益剰余金			1,937,028,303

平成30年度那覇市水道事業剰余金計算書

（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：円）

	資本金	剰余金							資本合計
		資本剰余金			利益剰余金				
		受贈財産評価額	国庫（県）補助金	資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	13,500,371,766	321,419,706	1,984,471,045	2,305,890,751	1,873,067,621	4,645,111,170	1,890,635,290	8,408,814,081	24,215,076,598
前年度処分額	961,104,897	0	0	0	215,801,596	713,728,797	△ 1,890,635,290	△ 961,104,897	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	215,801,596	713,728,797	△ 929,530,393	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	215,801,596	0	△ 215,801,596	0	0
建設改良積立金の積立	0		0	0	0	713,728,797	△ 713,728,797	0	0
条例（※）第4条による処分額	961,104,897	0	0	0	0	0	△ 961,104,897	△ 961,104,897	0
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	266,582,965	0	0	0	0	0	△ 266,582,965	△ 266,582,965	0
建設改良積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	694,521,932	0	0	0	0	0	△ 694,521,932	△ 694,521,932	0
処分後残高	14,461,476,663	321,419,706	1,984,471,045	2,305,890,751	2,088,869,217	5,358,839,967	（繰越利益剰余金）0	7,447,709,184	24,215,076,598
当年度変動額	0	0	0	0	△ 276,042,115	△ 627,918,563	1,937,028,303	1,033,067,625	1,033,067,625
企業債の償還	0	0	0	0	△ 276,042,115	0	276,042,115	0	0
建設改良費に充当	0	0	0	0	0	△ 627,918,563	627,918,563	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	1,033,067,625	1,033,067,625	1,033,067,625
当年度末残高	14,461,476,663	321,419,706	1,984,471,045	2,305,890,751	1,812,827,102	4,730,921,404	（当年度未処分利益剰余金）1,937,028,303	8,480,776,809	25,248,144,223

※　那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

平成30年度那覇市水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14,461,476,663	2,305,890,751	1,937,028,303
議会の議決による処分額	0	0	△ 1,033,067,625
建設改良積立金の積立	0	0	△ 1,033,067,625
条例（※）第4条による処分額	903,960,678	0	△ 903,960,678
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	276,042,115	0	△ 276,042,115
建設改良積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	627,918,563	0	△ 627,918,563
処分後残高	15,365,437,341	2,305,890,751	（繰越利益剰余金）0

※　那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

平成30年度那覇市水道事業貸借対照表

（平成31年３月31日）

（単位：円）

資　産　の　部

１ 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		1,084,480,564		
ロ 建物	2,173,937,219			
減価償却累計額	△ 1,053,839,578	1,120,097,641		
ハ 構築物	41,030,629,566			
減価償却累計額	△ 19,968,146,058	21,062,483,508		
ニ 機械及び装置	2,523,277,494			
減価償却累計額	△ 1,413,100,899	1,110,176,595		
ホ 車両運搬具	38,446,869			
減価償却累計額	△ 26,954,554	11,492,315		
ヘ 工具、器具及び備品	470,276,074			
減価償却累計額	△ 341,262,570	129,013,504		
ト 建設仮勘定		207,055,638		
有形固定資産合計			24,724,799,765	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		913,300		
ロ ソフトウェア		2,532,000		
無形固定資産合計			3,445,300	
(3) 投資				
イ 投資有価証券		997,184,000		
ロ その他投資		2,405,000		
投資合計			999,589,000	
固定資産合計				25,727,834,065
２ 流動資産				
(1) 現金預金			11,243,730,529	
(2) 未収金		1,335,747,035		
貸倒引当金		△ 13,834,533	1,321,912,502	
(3) 貯蔵品			49,843,585	
(4) 前払金			156,038,400	
流動資産合計				12,771,525,016
資産合計				38,499,359,081

負　債　の　部

３ 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,555,668,126		
企業債合計		1,555,668,126	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	868,039,902		
ロ 修繕引当金	759,370,000		
引当金合計		1,627,409,902	
固定負債合計			3,183,078,028
４ 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	257,158,976		
企業債合計		257,158,976	
(2) 未払金		584,778,631	
(3) 預り金		169,267,531	
(4) 引当金			
イ 賞与等引当金	72,663,012		
引当金合計		72,663,012	
流動負債合計			1,083,868,150
５ 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	313,588,521		
収益化累計額	△ 150,617,719	162,970,802	
ロ 寄附金	70,000,000		
収益化累計額	△ 15,119,998	54,880,002	
ハ 工事負担金	1,795,290,015		
収益化累計額	△ 888,985,667	906,304,348	
ニ 国庫（県）補助金	14,412,273,697		
収益化累計額	△ 6,757,310,864	7,654,962,833	
ホ 他会計負担金	75,514,853		
収益化累計額	△ 6,606,425	68,908,428	
ヘ 補償金	223,811,690		
収益化累計額	△ 87,569,423	136,242,267	
繰延収益合計			8,984,268,680
負債合計			13,251,214,858

資　本　の　部

6 資　本　金			14,461,476,663
7 剰　余　金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	321,419,706		
ロ 国庫（県）補助金	1,984,471,045		
資本剰余金合計		2,305,890,751	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	1,812,827,102		
ロ 建設改良積立金	4,730,921,404		
ハ 当年度未処分利益剰余金	1,937,028,303		
利益剰余金合計		8,480,776,809	
剰余金合計			10,786,667,560
資本合計			25,248,144,223
負債資本合計			38,499,359,081

平成30年度那覇市水道事業会計決算審査意見

第５　審査の結果

１　総合意見

審査に付された決算諸表は、いずれも関係法令等に基づいて作成されており、その計数については正確であり、事業の経営成績及び財政状態は、おおむね適正に表示しているものと認めた。

（決算の状況）

業務量については、給水人口（行政区域内人口）は、31万6,971人で前年度に比べ979人(0.3%)減少し、給水戸数は、16万4,796戸で前年度に比べ2,495戸(1.5%)増加した。年間総配水量は、3,845万3,175㎥で前年度に比べ34万2,262㎥(0.9%)減少し、年間有収水量は、3,714万8,348㎥で前年度に比べ35万1,048㎥（0.9%）減少している。

損益収支については、総事業収益が77億2,591万円で前年度に比べ4,197万円（0.5%）減少している。これは、営業外収益が468万円増加したものの、営業収益4,539万円、特別利益125万円それぞれ減少したことによるものである。

総事業費用は、66億9,284万円で前年度に比べ１億4,551万円（2.1%）減少している。これは、特別損失が1,021万円増加したものの、営業費用１億4,492万円、営業外費用1,080万円それぞれ減少したことによるものである。

当年度純利益は、10億3,306万円で前年度と比較して１億353万円（11.1%）の増加となっている。現金預金112億4,373万円の大部分については、建設改良積立金47億3,092万円、減債積立金18億1,282万円、退職給付引当金８億6,803万円、修繕引当金７億5,937万円及び賞与等引当金7,266万円に対応する。

（財務指標）

財務比率について、固定比率は、前年度に比べ2.2ポイント減少し、75.2%となっており、自己資本の範囲内で固定資産が調達されている。流動比率1,178.3%及び当座比率1,159.3%は、高率で推移しており、企業としての安全性及び支払能力は高く保たれている。

労働生産性については、前年度に比べ、職員一人当たりの給水人口130人、有収水量12,853㎥、営業収益272万円それぞれ増加している。これは主に損益勘定所属職員数が４人減となったためである。しかし、労働生産性に関するこれらの指標については、類似事業平均値と比較して、一人当たり営業収益は当該平均値を超えているものの、給水人口と有収水量は依然として平均値を下回っている。

（むすび）

決算の状況から、水道事業は引き続き安定的な経営が行われていると認められる。

一方、現在本市水道の最も大きな課題である老朽管路の更新と水道施設の耐震化については、平成22年度に策定した水道施設更新（耐震化）基本計画（平成27年度改定）に基づき進められているが、平成30年度末現在の耐震化率は、ポンプ場では100%となっているものの、配水池は91.3%、基幹管路（300㎜以上）は28.4%及び配水支管（300㎜未満）は6.3%となっており、耐震化事業は十分に進んでいない状況となっている。

また、「那覇市水道事業ビジョン（平成28年３月策定）」では平成24年度の耐震化事業開始から令和50年度の事業終了までにかかる費用が総額526億円と試算されており、今後も多額の費用が見込まれている。

これらのことから、実効性のある経営戦略を策定し、経営基盤を強化することにより安定的な経営を持続しつつ、耐震化事業の計画的かつ効率的・効果的な実施により、那覇市水道事業ビジョンに掲げられた理想像「強靭な水道」の実現に取り組まれたい。

2　個別意見

業務の執行について、次の点に留意されたい。

(1)　工事請負費の執行率の向上について

現年度に係る工事請負費については、予算現額８億4,511万8,000円に対し、執行累計588万6,000円、執行率0.7％となっており、予算残額８億3,923万2,000円を翌年度へ繰越している。

これは、平成29年度からの繰越工事（執行累計７億1,685万円）を優先して執行するなかで、現年度予定工事については、入札の不調が続いたことから適正な工期を確保するため、そのほとんどを翌年度へ繰越したためである。

繰越工事が多く発生することにより、平成22年度に策定した水道施設更新（耐震化）基本計画（平成27年度改定）の進捗にも今後影響が生じることが予想されることから、工事請負費の執行率の向上に努められたい。

那覇市告示第253号

令和元年11月１日

令和元年９月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市下水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成30年度那覇市下水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

収入

区分	予算額 当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	円	円	円	円	円	円	円
第1款　下水道事業収益	5,529,904,000	△ 7,950,000	0	5,521,954,000	5,464,064,098	△ 57,889,902	
第1項　営業収益	4,274,713,000	7,974,000	0	4,282,687,000	4,226,674,599	△ 56,012,401	(うち仮受消費税及び地方消費税 277,894,917)
第2項　営業外収益	1,254,713,000	△ 37,160,000	0	1,217,553,000	1,215,651,025	△ 1,901,975	(うち仮受消費税及び地方消費税 7,547)
第3項　特別利益	478,000	21,236,000	0	21,714,000	21,738,474	24,474	(うち仮受消費税及び地方消費税 667,295)

支出

区分	予算額 当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　下水道事業費用	5,147,471,000	△ 129,320,000	0	0	0	5,018,151,000	4,795,200	5,022,946,200	4,939,479,175	0	83,467,025	
第1項　営業費用	4,770,758,000	△ 147,665,000	0	0	0	4,623,093,000	4,795,200	4,627,888,200	4,583,390,836	0	44,497,364	(うち仮払消費税及び地方消費税 180,786,515)
第2項　営業外費用	354,726,000	10,037,000	0	0	0	364,763,000	0	364,763,000	347,027,119	0	17,735,881	(うち消費税及び地方消費税納税額 72,197,300)
第3項　特別損失	1,987,000	8,308,000	0	0	0	10,295,000	0	10,295,000	9,061,220	0	1,233,780	(うち仮払消費税及び地方消費税 55,793)
第4項　予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000	

(2)資本的収入及び支出

収入

区分	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　資本的収入	2,004,410,000	△ 559,402,000	1,445,008,000	506,516,141	0	1,951,524,141	1,352,207,433	△ 599,316,708	
第1項　企業債	785,700,000	△ 217,800,000	567,900,000	215,700,000	0	783,600,000	524,400,000	△ 259,200,000	
第2項　補助金	783,400,000	△ 312,626,000	470,774,000	290,816,141	0	761,590,141	431,797,663	△ 329,792,478	翌年度繰越財源充当額　54,598,387
第3項　他会計負担金	433,717,000	△ 29,738,000	403,979,000	0	0	403,979,000	393,504,489	△ 10,474,511	〃　41,548,435
第4項　その他資本的収入	1,593,000	762,000	2,355,000	0	0	2,355,000	2,505,281	150,281	

支出

区分	予算額								決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　資本的支出	2,939,944,000	△ 561,315,000	0	0	2,378,629,000	713,197,079	0	3,091,826,079	2,329,083,452	743,010,655	0	743,010,655	19,731,972	
第1項　建設改良費	1,878,027,000	△ 559,815,000	0	0	1,318,212,000	713,197,079	0	2,031,409,079	1,275,537,779	743,010,655	0	743,010,655	12,860,645	(うち仮払消費税及び地方消費税　73,203,444)
第2項　企業債償還金	1,052,917,000	0	0	0	1,052,917,000	0	0	1,052,917,000	1,052,916,673	0	0	0	327	
第3項　投資	4,000,000	△ 1,500,000	0	0	2,500,000	0	0	2,500,000	629,000	0	0	0	1,871,000	
第4項　予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額96,146,822円を除く。)が資本的支出額に不足する61,817,902円、減債積立金554,515,501円、過年度分損益勘定留保資金143,040,516円及び当年度分損益勘定留保額1,073,022,841円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,348,922円、繰越工事資金資金279,300,000円で補てんした。

平成30年度那覇市下水道事業損益計算書

（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：円）

1　営業収益			
(1)　下水道使用料	3,420,981,807		
(2)　雨水処理負担金	451,861,207		
(3)　再生水売却収益	67,151,568		
(4)　その他営業収益	8,785,100	3,948,779,682	
2　営業費用			
(1)　管渠費	344,695,620		
(2)　ポンプ場費	30,969,533		
(3)　雨水処理費	111,978,597		
(4)　排水設備費	76,866,984		
(5)　業務費	1,922,297,672		
(6)　総係費	155,885,075		
(7)　減価償却費	1,758,719,707		
(8)　資産減耗費	1,191,133	4,402,604,321	
営業損失			453,824,639
3　営業外収益			
(1)　受取利息	3,299,305		
(2)　他会計負担金	258,528,835		
(3)　補償金	1,409,303		
(4)　補助金	30,160,127		
(5)　長期前受金戻入	918,927,076		
(6)　土地物件収益	1,972,951		
(7)　雑収益	1,395,319	1,215,692,916	
4　営業外費用			
(1)　支払利息	274,752,355		
(2)　雑支出	8,945,673	283,698,028	931,994,888
経常利益			478,170,249

5　特別利益			
(1)　過年度損益修正益	1,777,937		
(2)　その他特別利益	19,293,242	21,071,179	
6　特別損失			
(1)　過年度損益修正損	697,507		
(2)　その他特別損失	8,307,920	9,005,427	12,065,752
当年度純利益			490,236,001
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			554,515,501
当年度未処分利益剰余金			1,044,751,502

平成30年度那覇市下水道事業剰余金計算書

（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：円）

	資本金	剰余金							資本合計
		資本剰余金				利益剰余金			
		受贈財産評価額	国庫（県）補助金	他会計負担金	資本剰余金合計	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	13,104,700,529	199,487,905	225,603,935	18,288,953	443,380,793	0	974,107,438	974,107,438	14,522,188,760
前年度処分額	419,591,937	0	0	0	0	554,515,501	△ 974,107,438	△ 419,591,937	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	554,515,501	△ 554,515,501	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	554,515,501	△ 554,515,501	0	0
条例（※）第４条による処分額	419,591,937	0	0	0	0	0	△ 419,591,937	△ 419,591,937	0
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	419,591,937	0	0	0	0	0	△ 419,591,937	△ 419,591,937	0
処分後残高	13,524,292,466	199,487,905	225,603,935	18,288,953	443,380,793	554,515,501	（繰越利益剰余金） 0	554,515,501	14,522,188,760
当年度変動額	0	0	83,923,116	49,293	83,972,409	△ 554,515,501	1,044,751,502	490,236,001	574,208,410
企業債の償還	0	0	0	0	0	△ 554,515,501	554,515,501	0	0
国庫（県）補助金の受入	0	0	83,923,116	0	83,923,116	0	0	0	83,923,116
他会計負担金の受入	0	0	0	49,293	49,293	0	0	0	49,293
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	490,236,001	490,236,001	490,236,001
当年度末残高	13,524,292,466	199,487,905	309,527,051	18,338,246	527,353,202	0	（当年度未処分利益剰余金） 1,044,751,502	1,044,751,502	15,096,397,170

※那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

平成30年度那覇市下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,524,292,466	527,353,202	1,044,751,502
議会の議決による処分額	0	0	△ 490,236,001
減債積立金の積立	0	0	△ 490,236,001
条例（※）第４条による処分額	554,515,501	0	△ 554,515,501
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	554,515,501	0	△ 554,515,501
処分後残高	14,078,807,967	527,353,202	（繰越利益剰余金） 0

※那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

平成30年度那覇市下水道事業貸借対照表

（平成31年３月31日）

（単位：円）

資　産　の　部

1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		1,858,947,290		
ロ 建物	176,150,594			
減価償却累計額	△ 69,629,992	106,520,602		
ハ 構築物	65,480,570,974			
減価償却累計額	△ 24,225,998,039	41,254,572,935		
ニ 機械及び装置	858,270,865			
減価償却累計額	△ 440,907,740	417,363,125		
ホ 車両運搬具	5,797,912			
減価償却累計額	△ 4,994,518	803,394		
ヘ 工具、器具及び備品	45,901,608			
減価償却累計額	△ 32,044,775	13,856,833		
ト 建設仮勘定		456,546,043		
有形固定資産合計			44,108,610,222	
(2) 無形固定資産				
イ 地上権		2,136,764		
ロ 施設利用権		4,562,280,814		
ハ ソフトウェア		355,000		
無形固定資産合計			4,564,772,578	
(3) 投資				
イ 長期貸付金		3,783,500		
ロ その他投資		4,147,000		
投資合計			7,930,500	
固定資産合計				48,681,313,300
2 流動資産				
(1) 現金預金			3,686,608,865	
(2) 未収金		849,342,798		
貸倒引当金		△ 3,926,114	845,416,684	
(3) 前払金			115,837,312	
流動資産合計				4,647,862,861
資産合計				53,329,176,161

負　債　の　部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	12,606,779,143		
企業債合計		12,606,779,143	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	363,605,726		
引当金合計		363,605,726	
固定負債合計			12,970,384,869
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	984,468,487		
企業債合計		984,468,487	
(2) 未払金		726,004,716	
(3) 預り金		4,864,023	
(4) 引当金			
イ 賞与等引当金	29,218,418		
引当金合計		29,218,418	
流動負債合計			1,744,555,644
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	973,665,735		
収益化累計額	△ 94,322,291	879,343,444	
ロ 国庫（県）補助金	37,760,354,362		
収益化累計額	△ 17,045,467,049	20,714,887,313	
ハ 他会計負担金	2,242,549,350		
収益化累計額	△ 447,992,683	1,794,556,667	
ニ 補償金	135,058,335		
収益化累計額	△ 6,007,281	129,051,054	
繰延収益合計			23,517,838,478
負債合計			38,232,778,991

資　本　の　部

6 資本金			13,524,292,466
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	199,487,905		
ロ 国庫（県）補助金	309,527,051		
ハ 他会計負担金	18,338,246		
資本剰余金合計		527,353,202	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	1,044,751,502		
利益剰余金合計		1,044,751,502	
剰余金合計			1,572,104,704
資本合計			15,096,397,170
負債資本合計			53,329,176,161

平成30年度那覇市下水道事業会計決算審査意見

第５　審査の結果

１　総合意見

審査に付された決算諸表は、いずれも関係法令等に基づいて作成されており、その計数については正確であり、事業の経営成績及び財政状態は、おおむね適正に表示しているものと認めた。

（決算の状況）

業務量については、使用戸数は、15万5,245戸で前年度に比べ2,613戸（1.7％）増加し、年間総排水量は、3,560万3,162㎥で前年度に比べ21万6,153㎥(0.6％)、年間有収水量は3,560万2,767㎥で前年度に比べ21万2,807㎥(0.6％)それぞれ減少しており、年間有収率は、前年度と同じく99.9％となっている。

損益収支については、総事業収益は51億8,554万円であり、前年度に比べ8,254万円（1.6％）減少している。これは、営業収益857万円、営業外収益1,783万円、特別利益5,614万円それぞれ減少したことによるものである。一方、総事業費用は、46億9,530万円で前年度に比べ1,826万円（0.4％）減少しており、これは、営業費用が3,021万円増加したものの、営業外費用2,333万円、特別損失2,514万円それぞれ減少したことによるものである。この結果、当年度純利益は、４億9,023万円で、前年度に比べ6,427万円（11.6％）の減少となっている。

（財務指標）

経営分析の結果から収益性の面をみると、損益に関する指標である総収支比率110.4％は前年度に比べ1.4ポイント減少、営業収支比率89.7％は、前年度に比べ0.8ポイント減少している。企業の支払能力を示す流動比率は、266.4％で前年度に比べ34.1ポイント増加している。また、固定資産がどの程度自己資本でまかなわれているかを示す固定比率は、126.1％で前年度に比べ2.6ポイント減少している。

労働生産性については、前年度に比べ、職員一人当たりの有収水量7,882㎥、営業収益31万円それぞれ減少している。

（むすび）

本市の下水道整備状況は、行政人口に対する公共下水道の普及率が98.2％で平成29年度末の全国平均78.8％（平成30年８月10日国土交通省発表）に比較し、高い水準となっている。しかし、昭和40年の事業開始から50年を経過したことにより、今後管路施設の老朽化に伴う改築・更新等のため、多額の費用を必要とすることから財源確保が課題となっている。令和元年度に策定予定のストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な施設管理を行っていくことが求められる。

さらに、今後人口減少が推計されるなかで、安定的な下水道事業運営を持続するためには新たな需要予測を策定し、引き続き財源の確保や経営の効率化に努められたい。

２　個別意見

業務の執行について、次の点に留意されたい。

(1) その他特別利益の未収金について

本市と浦添市は、浦添市前田地区の公共下水道を本市の公共下水道に接続する

ことについて、昭和62年３月に協定を締結している。平成29年12月に浦添市からの報告により、平成11年２月から平成29年９月までの18年間で新たに接続された建物からの排出汚水量等の報告が漏れており、この間の下水道使用料が未払いであったことが判明した。

本市は未払い分の下水道使用料の支払いを求めたが、浦添市は直近５年分の下水道使用料は支払ったものの、過去５年を超える期間の下水道使用料については支払われていない。

そのため、本市は過去５年を超える期間の下水道使用料22,622,412円のうち、沖縄県中部流域下水道維持管理負担金等に相当する11,587,983円を控除した11,034,429円を下水道使用料相当損害金として平成30年11月に浦添市に請求しているが、収納には至っていない。

引き続き浦添市との協議等を進め、未収金回収に努められたい。

那覇市告示第254号

令和元年11月１日

令和元年(2019年)９月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第１号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第１号)

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度那覇市介護保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度那覇市介護保険事業特別会計予算」とし、また、予算における改元日以降の元号による年表示については、「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第１号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ958,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,126,603千円とする。

第２条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳入　　単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
３　国庫支出金		6,605,424	21,219	6,626,643
	２　国庫補助金	2,060,630	21,219	2,081,849
４　支払基金交付金		6,905,723	24,866	6,930,589
	１　支払基金交付金	6,905,723	24,866	6,930,589
５　県支出金		3,850,648	4,993	3,855,641
	３　県補助金	467,312	4,993	472,305
７　繰入金		4,360,573	3,071	4,363,644
	１　他会計繰入金	4,360,572	3,071	4,363,643
８　繰越金		1	902,352	902,353
	１　繰越金	1	902,352	902,353
９　諸収入		2,800	1,875	4,675
	２　雑入	827	1,875	2,702
歳　入　合　計		27,168,227	958,376	28,126,603

歳出　　単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
１　総務費		874,564	22,877	897,441
	１　総務管理費	576,370	22,877	599,247
４　基金積立金		112	584,591	584,703
	１　基金積立金	112	584,591	584,703
６　諸支出金		17,652	350,908	368,560
	１　償還金及び還付加算金	17,651	218,112	235,763
	２　繰出金	1	132,796	132,797
歳　出　合　計		27,168,227	958,376	28,126,603

那覇市告示第 255 号
令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第２号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和元年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,502 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,129,105 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　規定の債務負担行為の変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳入　　単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
７　繰入金		4,363,644	2,502	4,366,146
	１　他会計繰入金	4,363,643	2,502	4,366,145
歳　入　合　計		28,126,603	2,502	28,129,105

歳入　　単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
１　総務費		897,441	2,502	899,943
	１　総務管理費	599,247	2,502	601,749
歳　出　合　計		28,126,603	2,502	28,129,105

第２表　債務負担行為補正

変更　　単位：千円

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
第８次なは高齢者プラン策定事業（ちゃーがんじゅう課）	平成31年度から平成32年度まで	4,488	令和元年度から令和２年度まで	7,810

公　　告

那覇市公告第 413 号
令和元年 10 月 15 日
掲　　示　　済

令和2・3年度那覇市物品購入等入札参加資格審査申請（更新）について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の5第1項（同施行令第 167 条の 11 第2項において準用する場合を含む）の規定により、令和2・3年度において、那覇市が発注する物品の購入、売り払い、製造等の競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札参加資格審査申請の要件

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の第1項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。（ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）

(2) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有していること。

(3) 令和元年 11 月1日において引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。

(4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(5) 代表者、役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のアからウまでの全ての要件に該当すること。

ア　暴力団（那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

イ　暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。

ウ　暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

※「官公需適格組合」として、証明を受けた者からの申請もできます。

２　申請書類（本市様式）の配布

(1) 配布期間　令和元年 10 月 15 日（火）～令和元年 11 月 30 日（土）

(2) 配布方法　本市ホームページからダウンロード

※申請書類及び申請要領は、上記配布期間内（土・日曜日、祝日を除く。）に、総務部法制契約課（那覇市役所本庁舎 5 階）でも、受け取ることができます。
午前8時 30 分～午後5時 15 分（正午～午後1時除く。）

※本庁舎の駐車場は、有料となっておりますのでご了承ください。

３　申請方法

（1）申請方法　原則として「郵送」による

※郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）

（2）受付期間　令和元年 11 月1日（金）～令和元年 11 月 30 日（土）

（11 月 30 日消印有効）

（3）送付先・問い合わせ先

〒900-8585

沖縄県那覇市泉崎1-1-1

那覇市役所総務部法制契約課　物品契約グループ

電話番号　098-951-3253（直通）

４　入札参加資格の有効期間

令和２年４月１日～令和４年３月 31 日（2 年間）

那覇市公告第 414 号

令和元年 10 月 15 日

掲　　示　　済

令和２年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請（追加申請）について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の５及び第 167 条の５の２の規定により、令和２年度の那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札参加資格審査申請の要件

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の第１項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。（ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）

（２）　清掃業務にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の２に定める県知事の登録を受けていること。

（３）　警備業務にあっては、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第４条に定める公安委員会の認定を受けていること。

（４）　令和元年 11 月１日において、清掃業務又は警備業務の営業実績が２年以上あること。

（５）　沖縄県内に本店があること。

（６）　本市内に本店、支店及び営業所(以下これらを「営業所等」という。)のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準」(平成23年12月５日総務部長決裁)に定めるところによる。

（７）　従業員数(清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数)が５人以上であること。

（８）　本市の市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（９）　労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。

(10)　賃金不払等社会的不正行為がないこと。

(11)　業務執行において不誠実な行為がないこと。

(12)　経営及び信用の状況が良好であること。

(13)　清掃員又は警備員の制服制度があること。

(14)　那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第１号)第２条第１号の暴力団又は同条第２号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

(15)　その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

※「官公需適格組合(以下「組合」という。)」として証明を受けた者からの申請もできます。組合での申請については、(４)及び(７)の要件に代えて、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書を添付すること。

２　申請書類（本市様式）の配布

（１）　配布期間　　令和元年10月15日(火)～令和元年11月30日(土)

（２）　配布方法　　本市ホームページからダウンロード

※申請書類及び申請要領は、上記配布期間内(土・日曜日、祝日を除く。)に総務部法制契約課(那覇市役所本庁舎５階)でも、受け取ることができます。

午前８時30分～午後５時15分(正午～午後１時除く。)

※本庁舎の駐車場は、有料となっておりますのでご了承ください。

３　申請方法

（１）　申請方法　　原則として「郵送」による

※郵送方法は、特に本市から指定はありません。(書留類・レターパック・宅配便など利用可)

（２）　受付期間　　令和元年11月１日(金)～令和元年11月30日(土)

(11月30日消有効)

（３）　送付先・問い合わせ先

〒900-8585

沖縄県那覇市泉崎１－１－１

那覇市役所総務部法制契約課　物品契約グループ

電話番号　098-951-3253（直通）

４　入札参加資格の有効期間

令和２年３月１日～令和３年２月末日まで(１年間)

那覇市公告第 421 号
令和元年 10 月 17 日
掲　　示　　済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第７条第５項及び同施行規則第２条第２項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年７月31日

那覇市長　宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">上下水道部　下水道課　　電話 098-941-7808</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">下水道課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">公共下水道施設の整備及び維持管理に関する業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資するため、必要な工事・業務委託・維持管理・補償・土地売買等を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">整備箇所及び既存施設の隣接地等の権利者及び住民、工事及び業務委託の従事者、陳情者、説明会参加者等、業務を実施するにあたり関係する住民。</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">平成4年以前</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td colspan="2">思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">■個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
■国　籍
■本　籍
■続　柄
■親族関係
■婚姻離婚
■その他
(電話番号)</td><td>■職　業
□地　位
■学　歴
■資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
■資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td colspan="2" rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">■本人　■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期(　　月～　　月)　■随時(契約時、住民説明会開催時等)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">□文書　□口頭　□告示　■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1,2,3号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">■文書　■図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3">業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年７月31日

那覇市長　宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">上下水道部　下水道課　　電話 098-941-7808</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">下水道課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">再生水施設の整備及び維持管理に関する業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">豊かな自然環境の保全や安定した水資源を確保し、渇水の無い地域社会、持続可能な循環型社会の構築を目的とし、必要な工事・業務委託・維持管理等を実施する。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">工事及び業務委託の従事者、陳情者、説明会参加者等、業務を実施するにあたり関係する住民。</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成12年2月29日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">■個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
■国　籍
■本　籍
■続　柄
■親族関係
■婚姻離婚
■その他
(電話番号)</td><td>■職　業
□地　位
■学　歴
■資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
■資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(契約時、住民説明会開催時等)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示　■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1,2,3号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　■図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年７月31日

那覇市長　宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">上下水道部　下水道課　　電話　098-941-7808</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">下水道課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">支払調書作成に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">報酬支払報告書及び源泉徴収表の作成</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">報酬等に関する関係人</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">平成4年以前</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="2">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">■個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>■職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期(　　月～　　月)　■随時(上記業務を行う時)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3">業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長　宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">上下水道局料金サービス課　　電話　941-7810</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">料金サービス課長</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">下水道排水設備工事責任技術者更新講習及び試験に係る事務</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">沖縄県下水道協会内の下水道排水設備工事責任技術者認定のための更新講習及び試験を円滑に行う。</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">更新講習対象者、試験受験者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">昭和４４年６月</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="4">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td colspan="2">経済的活動</td><td colspan="2">思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
□性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
■その他
(電話番号)</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
■資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
■その他
(勤務先)</td><td colspan="2" rowspan="2">□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td colspan="2" rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td colspan="2">■顔写真
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="5">■本人　■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="5">□定期(　　月～　　月)　■随時(更新時、試験時等)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="5">□文書　□口頭　□告示
■通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="5">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="5">業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長　宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">上下水道局料金サービス課　　電話　941-7810</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="5">料金サービス課長</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="5">事業場排水水質分析調査業務委託</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="5">公共用水域の水質の確保並びに公共下水道施設の機能を保全するため、水質の検査を行うものである。</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="5">本業務委託の受注者（法人の場合は代表者）、配置予定技術者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="4">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td colspan="2">経済的活動</td><td colspan="2">思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　　名
■住　　所
□性　　別
■生年月日
□国　　籍
□本　　籍
□続　　柄
□親族関係
□婚姻離婚
■その他
(電話番号)</td><td>□職　　業
□地　　位
□学　　歴
■資　　格
□団体加入
□賞　　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td colspan="2">□収　　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td colspan="2" rowspan="4">□思　　想　　□宗　　教
□支持政党　　□主義主張
□趣味嗜好　　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">□健康状態
□容　　姿
□病　　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td colspan="2">□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="5">□本人　■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="5">□定期(　　月～　　月)　■随時(　契約毎　)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="5">□文書　□口頭　□告示
■通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="5">□文書　□図画　□電磁媒体　■その他(契約時に入札参加資格審査申請書に添付する関係書類)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="5">業務開始時に届出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長　宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">上下水道局料金サービス課　　電話　941-7810</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">料金サービス課長</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">水洗便所設置費等補助金交付業務</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">本市の処理区域内において、くみ取便所や浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合、工事費を補助します。</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">水洗便所設置費等補助金交付要綱第3条（補助の対象）に該当する者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">昭和５２年　６月　１日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="4">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td colspan="2">経済的活動</td><td colspan="2">思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
□性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
■その他
(電話番号)</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td colspan="2">■収　入
■資産状況
■公租公課
□経済取引
■公的扶助
□その他
(　　)</td><td colspan="2" rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
■障がい程度
□その他
(　　)</td><td colspan="2">□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期(　　月～　　月)　■随時(申請)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">■文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3">業務開始時に届出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長　宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">上下水道局料金サービス課　　電話　941-7810</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">料金サービス課長</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">排水設備指定工事店の指定に係る事務</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">下水道排水設備工事の施工ができる者として工事業者を指定し、適切に排水設備工事を行うため。</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">指定工事店の事業主（法人の場合は代表者）、責任技術者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">昭和４４年６月</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="4">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td colspan="2">経済的活動</td><td colspan="2">思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
□性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
■その他
(電話番号)</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
■資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
■その他
(勤務先　)</td><td colspan="2">□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td colspan="2" rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td colspan="2">□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="5">■本人　■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="5">□定期(　　月～　　月)　■随時(申請、更新等)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="5">□文書　□口頭　□告示
■通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="5">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="5">業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年７月３１日

那覇市長宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">まちなみ共創部　市営住宅課　　電話951-3262</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">市営住宅課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">市営住宅ストック総合活用計画に関する業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">市営住宅ストック総合活用計画に基づき、居住性、安全性、耐久性等の維持向上を図るとともに施設の長期的な活用を図るため、当該計画内容の定期的な見直し及び計画推進に必要な業務委託・工事等を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">市営住宅の入居者等、敷地内及び隣接地等に係る権利者、業務委託・工事受注者等の技術者等、その他業務において知り得た者に関する個人情報。</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">平成4年以前</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">☑個人番号
☑氏　名
☑住　所
☑性　別
☑生年月日
☑国　籍
☑本　籍
☑続　柄
☑親族関係
☑婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>☑職　業
□地　位
☑学　歴
☑資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
☑資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="3">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>☑健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">☑本人　☑本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期(　　月～　　月)
☑随時(契約時、住民説明会開催時等)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">□文書　□口頭　□告示
☑通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">☑文書　☑図画　☑電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3">届出が必要という制度についての認識をしておらず、事後届出になりました。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年７月３１日

那覇市長様

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">都市みらい部　道路管理課　　電話098－951－3237</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">道路管理課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">沖縄都市モノレール自由通路管理カメラ設置業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">施設の保全及び緊急時の迅速な対応等施設の円滑な運転管理を行い、利用者の安全及び利便性の確保を図る。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">自由通路のエレベーター及びエスカレーターの利用者。
（４駅：県庁前駅、美栄橋駅、牧志駅、石嶺駅）</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成１６年３月３１日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">□個人番号
□氏　名
□住　所
□性　別
□生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
（　　）</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
（　　）</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
（　　）</td><td rowspan="3">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　（　　）

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
（　　）</td><td>■その他（カメラに映る個人情報）
□
□
□</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">□本人　■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">■定期（　24時間稼働　）　□随時（　　）</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
■通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">□文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年9月22 日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　田端　一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	那覇市立中央図書館　　電話098-917-3449		
届出の区分	□ 廃止　☑ 変更	業務の廃止・変更年月日	令和元年　9月　28日
業務の名称及び開始年月日	講演、講座に関すること　　年　月　日		
廃止又は変更の理由	図書館の主催・共催による行事・企画・イベント実施の際にも個人情報を収集する場合が生じたため		
変更の内容	変更前	変更後	
	業務の名称「講演、講座に関すること」	業務の名称「講演、講座、イベント等の実施に関すること」	
備考			

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年8月22日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">こどもみらい部こどもみらい課　　電話：861-6903</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">こどもみらい課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">幼児教育・保育の無償化に関する業務委託</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">幼児教育・保育の無償化では主に、子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化し、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付が実施される。そのため、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者に対し、新たに保育の必要性の認定を実施し、認定を受けた対象者に対し給付業務が必要になる。この対象者については、保育施設の利用だけではなく、一時預かり事業や病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等の利用料についても無償化の対象となることから、多岐にわたり償還払いや現物給付等の支払い事務が新たに追加されるため、それら業務について安定的かつ円滑な事業運営をするため、委託することを目的とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">施設等利用給付認定・教育保育給付認定の申請者（児童・保護者）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">令和元年9月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">☑個人番号
☑氏名
☑住所
☑性別
☑生年月日
□国籍
□本籍
☑続柄
☑親族関係
□婚姻離婚
□その他
（　　）</td><td>□職業
□地位
□学歴
□資格
□団体加入
□賞罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
（　　）</td><td>□収入
□資産状況
☑公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
（　　）</td><td rowspan="4">□思想　□宗教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　（　　）

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">□健康状態
□容姿
□病歴
☑障がい程度
□その他
（　　）</td><td>☑アレルギー
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">☑本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期(　　月～　　月)　☑随時</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">☑文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">☑文書　□図画　☑電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年9月26日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">総務部秘書広報課　　電話862-9942</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">秘書広報課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">広報なは市民の友令和元年10月号掲載
侍ジャパングッズプレゼント発送業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">広報紙への意見を市民から広く収集し、今後の紙面作成に反映させるとともに、市民に広報紙を身近に感じてもらう</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">プレゼント応募者</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">令和元年9月27日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="2">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">☐個人番号
☑氏　名
☑住　所
☐性　別
☐生年月日
☐国　籍
☐本　籍
☐続　柄
☐親族関係
☐婚姻離婚
☐その他
(　　)</td><td>☐職　業
☐地　位
☐学　歴
☐資　格
☐団体加入
☐賞　罰
☐学業成績
☐勤務成績
☐その他
(　　)</td><td>☐収　入
☐資産状況
☐公租公課
☐経済取引
☐公的扶助
☐その他
(　　)</td><td rowspan="4">☐思　想　☐宗　教
☐支持政党　☐主義主張
☐趣味嗜好　☐犯歴等
☐その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>☐健康状態
☐容　姿
☐病　歴
☐障がい程度
☐その他
(　　)</td><td>☑電話番号
☑年齢
☐
☐
☐</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">☑本人　☐本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">☐定期(　　月～　　月)　☑随時(令和元年9月27日～令和元年10月31日)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">☐文書　☐口頭　☐告示
☐通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">☑文書　☐図画　☑電磁媒体　☐その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年10月9日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">総務部秘書広報課　　電話862-9942</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">秘書広報課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">那覇市制100周年記念事業「那覇が写っている写真」募集業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">市民や県民が所有する昔の那覇が写っている写真を募集し、100周年記念誌や100周年事業に活用する</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">写真応募者</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">令和元年11月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="2">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
☑氏　名
☑住　所
□性　別
□生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>☑電話番号
□年齢
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">☑本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期(　　月～　　月)　☑随時(令和元年11月1日～令和2年2月28日)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">☑文書　□図画　☑電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 424 号
令和元年 10 月 18 日
掲　　示　　済

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第２項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長　城　間　幹　子

１　開発許可年月日、番号及び指令番号
　令和元年８月 27 日　第 H29-01-04 号　那覇市指令ま建指第 1830 号
２　開発区域に含まれる地域の名称
　那覇市松尾二丁目３番、３番７、３番 16、４番の一部、16 番 28 の一部
　３番 17、３番 19
３　公共施設
　道路
４　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　那覇市松山二丁目１番 12 号　合人社那覇松山ビル２階
　嘉新琉球 COLLECTIVE 株式会社　代表取締役　松本 龍之
５　検査済証番号
　令和元年 10 月 18 日　那ま建指第 215 号
　令和元年 10 月 18 日　那ま建指第 216 号
６　工事完了年月日
　令和元年 10 月８日

那覇市公告第 460 号
令和元年 11 月 1 日

令和２年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付について

令和２年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付を次のとおり行います。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札参加資格

（１）　地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当しないこと。

（２）　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、その事実があった後２年を経過していること。

（３）　建設工事については、建設業法第３条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。

（４）　その他市長が定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

２　受付期間

令和元年12月９日(月)～令和元年12月20日(金)
午前９時～午前11時30分、午後１時～午後４時30分
(ただし土曜日、日曜日を除く。)

３　受付場所

総務部法制契約課（市役所５階）
※受付は全て持参の上、面談審査になります。
(郵送による受付は、いたしません。)

４　提出書類

競争入札参加資格審査の提出要領によります。
※申請書及び提出要領は、那覇市ホームページからダウンロードしてください。ＵＳＢメモリを用いたデータ提出があります。

５　問い合わせ先

総務部法制契約課工事契約Ｇ
電話番号　　直通　098-951-3253

那覇市公告第 461 号
令和元年 11 月 1 日

那覇広域都市計画道路の変更

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第２項において準用する同法第 19 条第１項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第２項において準用する同法第 17 条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市
上記代表者　那覇市長　城間　幹子

１　都市計画の種類及び名称
　那覇広域都市計画道路の変更（３・４・那 47 号 石嶺福祉センター線）
２　都市計画を定める土地の区域
　変更する部分　那覇市首里石嶺町４丁目の一部
３　都市計画の案の縦覧場所
　那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所９階）
４　都市計画の案の縦覧期間
　令和元年 11 月１日（金）から令和元年 11 月 15 日（金）まで
　（午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。ただし、土・日・祝日は除く。）

那覇市公告第 462 号
令和元年 11 月 1 日

那覇広域都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第２項において準用する同法第 19 条第１項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第２項において準用する同法第 17 条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市
上記代表者　那覇市長　城間　幹子

１　都市計画の種類
　那覇広域都市計画用途地域の変更（真和志線沿道地区）
２　都市計画を定める土地の区域
　那覇市松川１丁目、２丁目、３丁目、繁多川１丁目及び三原２丁目地内
３　都市計画の案の縦覧場所
　那覇市 都市みらい部 都市計画課（那覇市役所９階）
４　都市計画の案の縦覧期間及び縦覧時間
　縦覧期間：令和元年 11 月 1 日（金）から令和元年 11 月 15 日（金）まで。
　　ただし、土・日及び祝日は除く。
　縦覧時間：午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。
　　ただし、正午から午後１時を除く。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第21号
令和元年10月4日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第４号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定(登録)番号	第422号
指定工事店名	凛設備工業
営業所所在地	沖縄県那覇市真地196-3 Mハウス　102号室
代表者氏名	宇榮原　忠雄
有効期間	自　平成31年４月１日 至　令和６年３月31日
異動年月日	令和元年９月17日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第22号
令和元年10月8日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第１号に基づき、次のとおり新規があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定(登録)番号	第517号
指定工事店名	共進技研
営業所所在地	沖縄県宜野湾市我如古３丁目15番12-302号 エイライツマンション呉屋
代表者氏名	城間　克己
有効期間	自　令和元年９月25日 至　令和６年３月31日

那覇市上下水道局告示第23号
令和元年10月８日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第４号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定(登録)番号	第172号
指定工事店名	有限会社春水工業
営業所所在地	沖縄県浦添市前田一丁目22番２号
代表者氏名	川上　浩司
有効期間	自　平成29年４月１日 至　令和４年３月31日
異動年月日	令和元年10月４日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第24号
令和元年10月16日
掲　　示　　済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第１項第１号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事　業　者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
469	株式会社山口設備	福岡県糟屋郡志免町御手洗二丁目14番６号	山口　剛	令和元年10月８日